2021年「被爆76周年原水爆禁止世界大会」基調

Ⅰ．核兵器をめぐる世界の現状と課題

１．世界の現状と課題

（１）「核兵器禁止条約（TPNW）」発効

　核兵器禁止条約（TPNW）は、2017年７月７日、国際連合（国連）加盟193ヶ国中122ヶ国の賛成で採択され、2020年10月24日、条約発効条件を満たし、2021年１月22日、発効しました。なお、批准国は54ヶ国【２月19日現在】です。また、条約発効を見越した段階から、世界各国で、核兵器の製造に対して投資は行わないとする経済の動きが見られ、一定の効果をすでにもたらしています。

人類史上初の核爆弾投下から76年。核兵器を「国際人道・人権法」に反する「非人道兵器」として、核兵器の開発・実験・製造・備蓄・移譲・使用・威嚇としての使用も含めて国際法で禁止しています。被爆者や核実験被害者、原水禁運動、世界の反核運動が、長年に渡り追い求めてきた核兵器廃絶への歴史的一歩をふみ出し、核兵器廃絶という希望へ大きく前進しました。原爆投下の惨劇の中から生きることを選択した被爆者の強い思いと日本の原水禁運動やICANなどの核兵器廃絶にとりくむNGO団体のさまざまな努力、そして核兵器に頼ることなく自国の安全と世界の平和を願う各国政府のとりくみの大きな成果です。原水禁は、条約発効の意味をしっかりと受け止め、さまざまな組織・人々とともに核兵器廃絶へのとりくみを進めることを改めて確認します。

　　　しかし、日本政府は、「核兵器禁止条約は、核兵器保有国と非保有国の対立を生み、核兵器廃絶への建設的協力を阻むことにつながる」として、交渉に参加しませんでした。加えて、核兵器国のみならず、多くの非核兵器国からも支持を得られていないと、条約そのものに反対してきました。また「核兵器禁止条約がめざす、核兵器廃絶実現という究極的な目標は共有している」としながらも、朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）の核・ミサイル開発は、日本および国際社会の平和と安定に対するこれまでにない、重大かつ差し迫った脅威であり、そのことに対応するためには、日米同盟の下で核兵器を保有する米国の抑止力を維持することが必要だとしています。条約に賛成することは、米国による核抑止の正当性を損なうと主張し、2021年１月22日、菅義偉首相は、参議院本会議において「わが国の立場に照らし、条約に署名する考えはない」と明言しました。日本政府の「核兵器禁止条約では、安全保障の観点がふまえられていない」という主張は、これまでの被爆者の思い・行動とは相容れないものです。私たちは「核抑止力」という欺瞞を許さず、日本政府に「核の傘」からの離脱を求めるとともに、TPNWへの署名・批准を、引きつづき強く迫らなければなりません。一方、２月22日、茂木敏充外務大臣は、衆議院予算委員会における公明党・斉藤鉄夫議員の「核抑止に代わる安全保障を追及する必要性」についての質問に対し「現実の安全保障上の脅威にどういう形で対応していくか。安定的な形で核に頼らず、そういうことができるのが望ましい。そういった検討は進めなければいけない。」と、日本政府として初めて「核兵器に頼らない安全保障を検討する」旨を述べました。核に頼らない安全保障はどうあるべきか、ということを日本として議論するきっかけになることを期待します。原水禁は、引きつづき、日本政府に対して、核兵器廃絶に向けて国際社会の対話をリードする役割や核兵器禁止条約への批准を求めていきます。

2022年１月12日から14日の３日間、核兵器禁止条約の第１回締約国会議が、オンラインではなく関係者が集まり、オーストリア・ウィーンで開催されることが決定しました。改めて日本政府には、唯一の戦争被爆国として、オブザーバーとして参加することを求めます。しかし開催決定後の５月25日、開催を延期する案が浮上していることがわかりました。2021年８月に開催予定の核拡散防止条約（NPT）再検討会議が2022年１月に再び延期される方向で調整されているため、NPT再検討会議終了後の2022年春への延期が想定されています。

（２）「世界終末時計」

　　　米科学雑誌「原子力科学者会報　ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ（BAS）」が発表する、核戦争などによる人類滅亡を午前０時に見立てた「世界終末時計」は、2018年１月以降、米ソ（当時）が水爆実験に成功した1953年以来最小の残り「２分」を示していました。

2020年1月23日、BASは、①「包括的共同行動計画（JCPOA) 、通称名称『イラン核合意』」からの米国の離脱、②中距離核戦力全廃（INF）条約からの米国の離脱による失効、③新戦略兵器削減条約（新START）の不透明な先行き、④米中露による対立の激化、⑤リーダーたちによるサイバー空間を利用した情報戦が事実と政治的キャンペーンの境を曖昧にし、民主主義が核兵器や気候変動および他の実在する危険に立ち向かう力を削いでしまっていることへの憂慮、等を勧告したうえで、「世界終末時計」の針が20秒進んで残り「100秒」となり、1947年の開始以降、最も「終末」に近づいたと発表しました。

　　　2021年１月27日、BASは、世界的に流行した新型コロナウイルスの危機を挙げ、過去最短の残り時間だった2020年から据え置き、残り「100秒」と発表しました。声明の中で「パンデミックは歴史的な警鐘だ」と指摘しました。危機のさなか「各国政府はたびたび責任を放棄、科学的な助言を無視するなどし、国民の健康を守ることに失敗した」と批判したうえで「各国政府や国際機関が核兵器という人類の存続に関わる脅威に対処する準備ができていないことを如実に示した」と強調しました。

（３）核兵器数

人類史上初の原爆投下から76年が経過してもなお、私たちは原子爆弾の脅威から逃れることができないでいます。2021年６月14日、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）は世界の核兵器数を発表しました。SIPRIの発表によると、核兵器保有９ヶ国の保有数は、2020年の１万3,400発から320発減少し2021年は１万3,080発になりました。これらには老朽化により解体を待つ核弾頭も含まれていて、それを除くと、2020年の9,380発から2021年は9,620発に240発増加しました。また、作戦部隊に配備されている核弾頭数は、3,720発から3,825発に105発増加しています。米ロは、核兵器の近代化にとりくみ、約2,000発は数分以内に発射できる「高度作戦警戒」下に置かれています。中国は30発増加させていて「核兵器の大規模な近代化と拡大計画の真っただ中にいる」とSIPRIは指摘しています。英国・インド・パキスタン、朝鮮の推計値の増加など、核を取り巻く状況は深刻で、核の近代化の進展、核軍拡へと世界は大きく転換しています。

核兵器保有国の保有数【2021年１月現在】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国　　　名 | 配備核弾頭数 | その他弾頭数 | 核兵器数  （2021年） | 核兵器数  （2020年） |
| 米　　　国 | 1,800 | 3,750 | 5,550 | 5,800 |
| ロ　シ　ア | 1,625 | 4,630 | 6,255 | 6,375 |
| 英　　　国 | 120 | 105 | 225 | 215 |
| フランス | 280 | 10 | 290 | 290 |
| 中　　　国 | － | 350 | 350 | 320 |
| イ　ン　ド | － | 155 | 155 | 150 |
| パキスタン | － | 165 | 165 | 160 |
| イスラエル | － | 90 | 90 | 90 |
| 朝　　　鮮 | － | ［40～50］ | ［40～50］ | ［30～40］ |
| 合　　　計 | 3,825 | 9,255 | 13,080 | 13,400 |

※ －は０を意味。［　］は不明確のため、合計数に含まない。

(SIPRI YEARBOOK 2021およびHiroshima for Global Peace参照）

（４）核拡散防止条約（NPT）再検討会議

2020年４月に開催予定だった核拡散防止条約（NPT）再検討会議は、新型コロナウイルス感染症パンデミックにともない、2021年１月に延期され、さらに同年８月に再延期されました。しかし、2021年５月25日、再び延期する方向で、年明けの開催を視野に加盟国との協議を急いで調整していることがわかりました。

NPT再検討会議は、インド、パキスタン、イスラエル、南スーダンの４ヶ国を除き、脱退を表明している朝鮮を含めた191ヶ国・地域【2015年２月現在】の国連加盟国で構成され、核問題を議論する最大の組織であり、その存在はきわめて重要です。しかし、2015NPT再検討会議では、核保有国と非核保有国との意見の相違などから、最終文書を合意するに至りませんでした。2020NPT再検討会議の準備会合においても、2020NPT再検討会議の方向性を決定づける勧告案について議論しましたが、核保有国およびその「核の傘」の下にいる同盟国と、核軍縮を求める非核保有国との核兵器廃絶をめぐる溝は埋まらず、採択に至りませんでした。

前回の2015NPT再検討会議同様に、2021年も最終文書の合意に至らなければ、NPTそのものの存在意義が問われることになります。NPT第６条には、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、（略）全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と明記されています。NPT体制の強化は、核軍縮・核不拡散を推し進め核兵器廃絶に進むために重要であり、日本を含め、核抑止に拘泥し、TPNWに背を向ける外交姿勢は、核軍縮と全面完全軍縮への努力を定めたNPT第６条に反するものです。TPNWが発効した今こそ、非核保有国全ての意思統一が図られなくてはなりません。唯一の戦争被爆国を名乗る日本政府が、米国の核抑止力に頼る安全保障政策を改め、TPNWに先ず署名・批准し、核兵器保有国に対して他の非核保有国とともに、核兵器廃絶への共通したとりくみの強化を求め、その成立をめざすべきです。

NPT再検討会議は、2022年１月に開催予定となり、核軍縮のとりくみを検証する機会が当初より約２年遅れる事態となりますが、新型コロナウイルス感染症の状況如何にかかっています。NPT再検討会議の重要性を考えると、十分な日程を以て、十分な議論が保障されなくてはなりません。新型コロナウイルス感染が終息した静謐な中での真摯な議論を望みます。

２．米国を中心とした現状と課題

（１）トランプ政権からバイデン政権へ

2018年、トランプ政権は「核態勢の見直し（NPR）」について、①核兵器を「核攻撃に対する抑止と反撃に限定せず、通常兵器への反撃にも使用する事を否定しない、②前記①のために新しい核兵器の開発を行う、③オバマ政権での「核なき世界」をめざす路線を転換し、核兵器の役割を拡大しその使用を可能とする、としました。それまでのNPT再検討会議やさまざまな国際的な核廃絶へのとりくみを否定するものでした。現実的に核兵器の使用を可能とする「小型核兵器の開発」と戦略原潜への配備、Ｆ－35ステルス戦闘機等への精密誘導小型核爆弾の配備、原子力潜水艦や水上艦へ搭載可能な巡航核ミサイルの開発など、核軍縮に逆行し、核兵器の使用条件も緩和し、核兵器以外の兵器での攻撃やサイバー攻撃をも核兵器使用の対象としました。2020年５月には、1992年以来行っていなかった爆発をともなう核実験の再開について、米政権内で議論されていることが報じられ、2021年１月には、トランプ政権３回目となる核爆発をともなわない臨界前核実験を2020年11月に行っていたことが報じられました。「力による平和の維持」「米国の影響力強化」を基本にした、トランプ政権の外交政策は、オバマ政権の「核なき世界」への構想を放棄し、核兵器が、平和と安定を守るための基本としてNPRに位置づけられ、極めて危険なものでした。

2021年１月20日、バイデン大統領が誕生し、就任演説で「米国を一つにし、国民を団結させ、この国を結束させる」と述べ、分断した国の修復の重要性を強調しました。同時に「我々は同盟関係を修復し、再び世界に関与する。我々は、平和と進歩、安全保障のための信頼されるパートナーとなる。」と述べ、国際協調主義を強調しました。

オバマ政権が終わる間際の2017年１月、バイデン大統領（当時副大統領）は、カーネギー国際平和財団において、オバマ政権の核政策を総括する演説を行いました。その中で「他国の核攻撃を抑止することが、核兵器保有の唯一の目的となるような条件を作り出すことを約束しました。この約束に従って、オバマ政権の期間中、私たちは、第二次大戦以来、米国の国家安全保障政策の中で、核兵器が持っていた優先度を着実に減らしてきました」とし、さらに「核攻撃を抑止すること、そして必要であれば報復することを、米国の核保有の唯一の目的とすべきであると強く信じています」と述べました。バイデン政権の核兵器政策が、オバマ政権を引き継ぎ、核兵器の役割と数を減らし、進行中の核兵器近代化計画を縮小し、核軍拡予算を大幅に削減していく方向をめざすよう期待します。さらには、オバマ政権として一度は検討し、日本政府がこれに強く反対したとされる「先制不使用」政策が打ち出されることも期待せずにはいられません。

2021年３月３日、バイデン政権は、国家安全保障戦略の暫定指針を公表し、指針に「核兵器の役割低減の措置を取る」と盛り込みました。同月17日、ブリンケン国務長官は、NPTが核保有国に課している軍縮義務の履行に向け「米国が役割を果たし、強いリーダーになる」と述べ、オバマ政権が掲げた「核兵器なき世界」の理想にバイデン政権が回帰する姿勢を鮮明にしました。そして、バイデン政権が新たな核戦略指針NPRの策定にとりかかることを明らかにし「防衛上の抑止力維持に何が必要かを見定めるとともに、核兵器への依存をどのように減らし続けられるかを検討する」と述べました。４月７日、国防総省トメロ国防次官補代理（核・ミサイル防衛担当）と国務省ベル国務次官補代理（軍備管理担当）は、今後30年間で１兆2,000億ドル（約131兆円）の予算が見込まれる核兵器の近代化計画について、バイデン政権が見直す方針であることを明かし、予算削減も示唆しました。

　　　バイデン政権のこれらの動きに対し、４月６日、加藤勝信官房長官は記者会見で、米国が核兵器の「先制不使用」を宣言することについて「我が国の安全保障に十全を期すことは困難だ」と述べ、懸念を表明しました。また同日、茂木敏充外務大臣も「全ての核兵器保有国が検証可能な形で同時に行わなければ有意義でない」と述べました。オバマ政権による「先制不使用」宣言の動きに反対した日本政府は、今また、バイデン政権の足を引っ張り、偶発的核戦争勃発のリスク低減に始まる核兵器の役割低減と核軍縮への歩みに水を差そうとしています。そうさせないことが、日本の平和運動と原水禁運動に求められています。

（２）「イラン核合意」復帰へ

2015年７月、核兵器開発を疑われていたイランと米国・英国・ドイツ・フランス・中華人民共和国（中国）・ロシアが、①イランが高濃縮ウランや兵器級プルトニウムを15年間は生産しないこと、②イランがウラン濃縮に使われる遠心分離機を大幅に削減すること、③米欧が金融制裁や原油取引制限などを緩和すること、等に合意しました（正式名称「包括的共同行動計画（JCPOA)」、通称名称「イラン核合意」）。

2018年５月、トランプ政権はイラン核合意から、一方的に離脱を宣言し制裁を再開しました。英仏独は、米国の離脱に遺憾と懸念を表明しつつ、イランに対しては核合意の遵守を要請しましたが、イランは段階的にウラン濃縮拡大を進めました。2020年３月３日、国際原子力機関（IAEA）は、イランが所有する低濃縮ウランは約１トン、核合意で定めた上限の約５倍になったと報告しました。

2021年２月18日、プリンケン国務長官は「イランが核合意を遵守するのであれば、米国も同じ行動をとる。これに向けてイランと協議する用意がある」と表明し、バイデン政権は、イラン核合意への復帰に向けた協議に参加する意向があることを明らかにしました。一方、同年１月、イランがイラン核合意による制限（濃縮度上限は3.67％）を逸脱して濃縮度20％のウラン製造に着手し、核兵器転用も懸念されるウランの研究開発を開始したことが明らかになりました。

２月19日、イランは「米国が２月21日までに制裁を解除しない場合は、同月23日以降、IAEAによる核関連施設への抜き打ち査察の受け入れをやめる」と通告しました。そして同月23日、IAEAに抜き打ち査察など強い権限を認めた「追加議定書」の履行を通告通り停止しました。これにより、IAEAが必要な査察を続けられるのは５月21日までとなっていましたが、５月24日、IAEAは、イランとの間で暫定的に査察を継続できる期間を６月24日まで延長することに合意したことを発表しました。しかし、その後は延長等されることなく、６月24日、暫定合意は期限切れを迎え、同月27日、イラン・ガリバフ国会議長は、IAEAとの合意に基づき、核施設で記録・保存している監視カメラのデータについて、IAEAには提供しないと語り、最低限の核査察受け入れを定めた暫定合意も「失効した」と主張しました。

４月６日以降、米国とイランは、欧州連合（EU）を仲介役とし、英国・フランス・ドイツ・中国・ロシアと、イラン核合意をめぐって断続的に協議しました。６月２日には、EU・欧州対外活動庁のモラ事務局次長が「次のラウンドで最終的な合意が得られると確信している」と述べるなど、米国の復帰に向けた交渉は大詰めを迎えているかに思われました。継続協議最中の同月18日、イラン大統領選挙が行われ、反米保守強硬派のライシ司法府代表が当選しました。翌19日、米国務省は「誰が権力の座にあろうとも、我々の対イラン政策は米国の利益を促進させるものだ」と述べ、これまで得られた「意義ある進展」に基づき、イラン核合意復帰に向けた協議を継続する考えを示しました。一方イラン側は、①ハメネイ最高指導者が、あらゆる重要な政策について最終的な発言権を持っていること、②ロウハニ大統領の任期が８月上旬まで残っていること、③ライシ新大統領は、反米派ながらイラン国内の経済立て直しを重視し核合意を尊重する意向を示していることから、当面はこれまで通り交渉が続くと思われました。しかしその後、協議は一切行われていません。協議再開は、ライシ新大統領就任後の８月下旬以降になりそうです。

　　　米国とイランが歩み寄りを見せ始めた４月10日、イラン・ロウハニ大統領は、中部ナタンズの核施設で、改良型の遠心分離機「IR-６型164機」と「IR-５型30機」を連結したカスケードの稼働を開始したと発表しました。これは、イラン核合意で定められた義務を逸脱する行為です。ロウハニ大統領は、イランの「原子力技術記念日」に合わせて行われた今回の式典で、同国の核開発はあくまでも「平和目的」に限ったものだと強調しました。同月13日、イラン・アラグチ外務次官は、ウラン濃縮度を現在の20％から60％に引き上げることに着手すると表明し、IAEAに通告したことも報告しました。これは、核兵器に転用可能となる濃縮度90％へさらに近づくことになり、重大な核合意違反となります。同月17日、IAEAは、イランが宣言通り、濃縮度60％の高濃縮ウラン製造を開始したことを確認したと明らかにしました。さらに５月11日、ウラン濃縮度が公表されている60％を上回る63％に達していたことが、IAEA加盟国向けの文書で判明しました。IAEA・グロッシ事務局長は「60％の濃縮は、非常に深刻な問題で、この水準に達しているのは核爆弾を製造している国だけだ。ほぼ兵器級で、商業用の濃縮は２～３％だ」と指摘し、イランのウラン濃縮に懸念を示しました。同月31日、IAEAは、イラン核開発に関する加盟国向け報告書で、イランが未申告の施設で2000年代初め頃に核活動を行っていた疑惑について、以前からIAEAが説明を求めてきたにもかかわらず、必要な説明をしていないことを指摘しました。また、①イランの濃縮ウラン貯蔵量は、現時点で推定3,241kgとなり、イラン核合意で定められた上限である202.8kgの約16倍に達したこと、②イランが濃縮度60％の高濃縮ウランを2.4kg貯蔵していると推定されること、を明らかにしました。６月15日、イラン政府は、濃縮度60％の高濃縮ウランを6.5kg、濃縮度20％のウランを108kg、それぞれ貯蔵していることを発表しました。７月６日、IAEA・グロッシ事務局長は、イランが最大20％濃縮の金属ウランを製造する計画を通告してきたことをIAEA理事国に報告しました。核爆弾に使われる可能性があり、米国・バイデン政権はこれを批判しました。今後は、イラン核合意再建に向けた協議に悪影響を及ぼす可能性がありまする。

複雑な中東情勢にあって、米国はイラン核合意に復帰するとともに、中東和平に尽力しなくてはなりません。

（３）「中距離核戦力（INF）全廃条約」失効・「領空開放（オープンスカイ）条約」離脱

米ロ２国間での具体的な核戦力の全廃条約であった中距離核戦力（INF）全廃条約は、米国の離脱宣言により2019年８月２日に失効しました。

米国は、INF全廃条約失効直後の同月18日、カルフォルニア州サンニコラス島において、地上発射型の中距離巡航ミサイルの発射実験を行いました。条約に反して中距離核を配備したとするロシアやアジアでの配備をすすめる中国を牽制する狙いを持つものであることは確実です。2020年２月４日、米国防総省は、爆発力を抑えた新型の小型核弾頭Ｗ76－２を搭載した潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を実践配備したと発表しました。小型核は敵国の軍事基地などに対象を絞り限定攻撃する能力に優れ、従来型の核兵器よりも使用のハードルが低いとされています。しかも、攻撃される側から見れば小型核と従来型の区別はつかず、核攻撃と判断され、報復攻撃＝熱核戦争を招きかねません。米国は「潜在敵国」を念頭に置いた配備としていますが、搭載する潜水艦や配備地域に関しては言及していません。このような状況は、核軍拡をさらに進め、核戦争に現実に繋がる危険性を高める由々しき事態です。核使用のハードルを下げ、核兵器の実戦での役割を高める小型核兵器の配備は撤回すべきです。

また、2020年５月、米国務省は、各国間の透明性を高め、信頼を構築することを目的とし、批准国の軍事施設を上空から相互に偵察できる領空開放（オープンスカイ）条約【1992年関係国が署名　2002年発効】に関して、ロシアによる条約違反を主張し、オープンスカイ条約から離脱する意向を批准国に通告し、11月22日、正式に離脱したことを発表しました。2021年５月27日、米国は、オープンスカイ条約に復帰しない意向を、改めてロシアと北大西洋条約機構（NATO）の同盟国に通告したことを明らかにしました。

　　　一方、ロシアは、米国のINF全廃条約離脱表明を受け「２年以内に地上発射型の新たなミサイルを開発する」ことを表明しました。プーチン大統領は、2014年のクリミア併合時に核兵器使用の準備をしたと述べていますが、米国のNPRに通常兵器による攻撃に対する核使用の容認が盛り込まれたことなどを受けて、2020年６月２日、「核抑止力の国家政策指針」に署名し、通常兵器を使った侵略でも国家の存立が脅かされる場合には、核使用の可能性があるとしました。

また、2021年１月15日、ロシア外務省は、オープンスカイ条約から離脱する方針を表明しました。その後、５月11日、正式な離脱に向け議会に法案を提出し、６月７日、プーチン大統領は、法案に署名しました。これにより、締約国への通知から半年後に正式に脱退となります。核大国である米ロ両国の離脱により、オープンスカイ条約の存在意義は失われ、世界的な軍縮の後退に懸念が広がります。

（４）「新戦略兵器削減条約（新START）」５年延長、米ロ首脳会談

米ロ両国は、核軍拡の進展やキューバ危機などの情勢の中で話し合いを進め、1972年、戦略核兵器制限条約（SALT）を締結し、両国の核戦力の制限を始めました。1979年のSALT２、1987年のINF全廃条約、1991年の戦略核兵器削減条約（START）と、２国間での核兵器削減への歩みを進めてきました。2010年には新戦略兵器削減条約（新START）を締結し、両国の核兵器を1,550発に制限することと年間18回の相互査察を認め合いました。2019年８月にINF全廃条約が失効した中、2021年２月に更新期限を迎える新STARTが、米ロ間唯一の核兵器削減の条約でした。

放置すれば2021年２月５日に失効することになっていた新START問題に対し、バイデン政権は即座に対応しました。１月26日、バイデン大統領は、ロシア・プーチン大統領と初の電話会談を行い、両国が新STARTを５年間延長する意思について話し合い、①２月５日までに延長を完了するためにチームを緊急に働かせること、②軍備管理と新たな安全保障問題の範囲に関する戦略的安定性の議論を検討すること、に同意し、２月３日、米ロ両政府は、新STARTを2026年２月まで５年間延長したことを発表しました。

これにより新START失効は回避され、両国間に唯一残されていた核軍縮の枠組みがなくなるという事態は、ひとまず回避されました。しかし、条約の延長は、配備済みの戦略核が対象であり、その他の核弾頭や中距離核などは含まれていません。核戦力を増強する中国や核兵器の開発を掲げる朝鮮の問題もあり、米ロ２ヶ国のみならず、さらなる核軍縮に向けた広い枠組みの構築が必要です。

６月16日、バイデン大統領とロシア・プーチン大統領は、スイス・ジュネーブで、初めて対面で会談しました。両国は、新STARTの５年後の失効を見据え、核軍縮やリスク軽減措置について協議を始めることで合意し「米国とロシアは、戦略的領域での予測可能性を高め、武力紛争のリスクと核戦争の脅威を軽減する」「近い将来に二国間の戦略的な対話を行う枠組みを創設する」とした共同声明を発表しました。また共同声明では、1985年、今回と同じジュネーブで、レーガン大統領（当時）と旧ソビエト連邦・ゴルバチョフ書記長（当時）が会談し「核戦争に勝者はなく、決して行われてはならない」と表明した原則について、再確認し、守ることを約束しました。

今回の会談での合意は、核軍拡競争を進めたトランプ前政権時代よりは、核軍縮に向けて前向きな兆しと言えますが、対立するサイバー攻撃や人権問題など、課題が山積しているため、相互不信は拭えず「薄氷の合意」と言えます。

（５）米朝関係

2018年６月12日、トランプ大統領と朝鮮・金正恩国務委員会委員長との戦後初の両国首脳会談が、シンガポールで開催され、朝鮮が朝鮮半島の完全な非核化にとりくむことなどを盛り込んだ共同声明に署名しました。その後も、ベトナム・ハノイと板門店において２回の首脳会談が開催され、朝鮮戦争以来の確執を越えて対話への道を探るかに見えましたが、朝鮮半島における非核化のプロセスをめぐる対立を中心に、朝鮮戦争の終結と国交正常化を中心とした関係改善に向かうことなく、両国関係に大きな進展はありませんでした。

2021年１月、バイデン大統領は、外交方針演説において、朝鮮に対しては日米韓の同盟を重視しながら、これまでのトランプ政権による対朝鮮外交を全面的に見直すと発表しました。３月16日、米北方軍および北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）のバンヘルク司令官は、上院軍事委員会の公聴会で、朝鮮の金正恩体制が近い将来、性能を向上させた大陸間弾道ミサイル（ICBM）の発射実験を開始する可能性があるとの分析を明らかにし「米本土に対する脅威は一層高まっている」との認識を示しました。また、2018年に朝鮮が「核実験とICBMの発射を凍結する」と発表したことに関し「朝鮮は当時の発表に、もはや束縛されないとの立場を示している」とし、朝鮮が核・ミサイル実験を含む挑発行動の再開に動く恐れがあるとの見方を明らかにしました。４月30日、サキ大統領報道官は「朝鮮半島の完全な非核化」という目標に変わりはないが「調整された現実的なアプローチを取る」と説明し、日本・韓国と協力しながら外交交渉を通じて非核化実現をめざす考えを示し、バイデン政権が進めてきた対朝鮮政策の見直し作業が完了したことを明らかにしました。新たな政策について「大きな取り引きを達成することに重点を置いたり、戦略的忍耐に頼ったりはしない」と強調し、トランプ前政権の完全な非核化の見返りに対朝鮮制裁を全面解除するとした手法や、オバマ政権時代の朝鮮が非核化の行動を取らない限り対話に応じない「戦略的忍耐」政策は取らないという考え方のようです。５月19日、政府高官は、バイデン政権の朝鮮政策について、トランプ前大統領と金正恩総書記が2018年に「朝鮮半島の完全な非核化」で合意したシンガポール共同声明に基づくことに加え、過去の米国と朝鮮との合意も基盤になるとの考えを明らかにしました。同月21日、バイデン大統領は、ホワイトハウスで、韓国・文在寅大統領と会談しました。朝鮮問題を担当する特使を任命するとともに、対朝鮮政策で韓国政府と緊密に連携し、朝鮮半島情勢について「完全非核化がわれわれの目標だ」と表明しました。

バイデン政権は、日本や韓国など同盟国も交えた朝鮮政策の見直しを終え「調整された現実的なアプローチ」を採用する方針を表明しましたが、具体的な内容は明らかになっていません。

2021年１月、朝鮮では５年ぶりに朝鮮労働党大会が開催され、金正恩国務委員長が、祖父・金日成、父・金正日と同様の「朝鮮労働党総書記」を継承することとなりました。金正恩国務委員長は、これまでの経済政策の失敗を認めるとともに、米国を「最大の主敵」とし、その制圧と屈服に全力を挙げるとしました。また、具体的な核開発の現状を公表し、ICBMの開発が最終段階にあるとして、米国・ワシントンを念頭に、１万5,000km圏内において正確な核による先制と報復の攻撃能力の保持を目標に挙げました。その一方、核兵器はあくまでも自衛のためとして、米国が朝鮮敵視政策を撤回することが新たな米朝関係を築く鍵として、米朝対話への道も残すとしています。

５月25日、韓国・鄭義溶（チョン・ウィヨン）外交部長官は、朝鮮が主張する「朝鮮半島非核地帯化」と、韓国政府が掲げる「韓半島非核化」について「特に違いはない」と発言しました。「朝鮮半島非核地帯化」は、かつて韓国にのみ米国の戦術核兵器が存在していた時代に作られた概念で、米国の「核の傘」除去や在韓米軍撤収、南北に対する同時核査察などがこの概念に含まれています。朝鮮の核廃棄を目標とする「韓半島非核化」と正反対の概念となる「朝鮮半島非核地帯化」について、鄭外交部長官は「同じ概念」との見方を示しました。

（６）核軍縮に逆行する核兵器保有国

　　　2021年３月５日、中国は、全国人民代表大会を開催しました。公表された2021年国防予算は、前年比6.8％増の１兆3,500億元（約22兆5,500億円）で、軍拡路線支持の状況が顕著となっています。李克強首相は「改革・科学技術・有能な人材の訓練を通じて軍隊を強化する」と表明し、「全面的に軍事訓練と即応体制を強める。全ての分野と状況で安全保障上のリスクに対応するための全体的な計画を立てる。わが国の主権・安全保障・利益を守るために軍の戦略的能力を高める」と説明しました。

同月16日、英国は、外交や安全保障政策の見直し「統合レビュー」（レビュー）を発表しました。レビューでは「いくつかの国が核兵器を急増させ、多様化させている」と主張し、核弾頭保有数の上限を現行の180発から260発に引き上げる方針を表明しました。これを受け、翌17日、国連は英国のレビューが、核なき世界を追求する努力や世界の安定に悪影響を与えかねないとの懸念を表明しました。また、英国の決定はNPT６条に規定する「核軍縮の交渉義務」に反するとし、冷戦以降で最も核兵器のリスクが高い今、軍縮や軍備管理に投資することが世界の安定のために最善の方法だと訴えました。

４月13日、米国の情報機関を統括する国家情報長官室（ODNI）は、米国の安全保障に対する世界的脅威に関して評価を行った年次報告書を発表しました。米国にとって最大の脅威は、強大化する中国の存在であるとし、中国・共産党が、世界的影響力を増大させるとともに、米国や米国の同盟・パートナー諸国の弱体化をはかっていることを警告しました。例えば、核兵器については、中国は「歴史上最も急速な拡張」で、核兵器を今後10年間で倍増する計画であると、「脅威評価」年次報告書で指摘しています。同月20日、米国の核兵器運用を担う戦略軍リチャード司令官は、議会聴聞会において、ロシアが従来型の核開発と近代化に積極的にとりくんでいると指摘し「ロシアは約80％を終えたが米国側はゼロだ」と語りました。また、中国も核能力の近代化を進めているとし、中国の核兵器の保有数は米国やロシアと比較して非常に少ないものの「前例のない拡大を続けている」と報告しました。５月18日、米国・ウッド軍縮大使は、国連軍縮会議の核戦争防止を巡る協議で「中国は大幅に核兵器を増加させているにもかかわらず、残念なことに核リスクの低減に向けた米国との二国間交渉を拒否し続けている」と指摘したうえで、米国はロシアと協議しているが、中国はこれまでのところ同様の協議に取り組む姿勢を示していないとし「こうした状況が変わることを望んでいる」と、中国は核兵器を巡る米国との協議を拒否していると述べました。これに対し中国代表は「核リスクを低減し、世界の戦略的な安全保障に貢献するための効果的な措置をともに模索する用意がある」と語り、中国には対話の用意があると表明しました。

米国・ロシア・中国の軍拡競争路線が明確化する中、英国のレビューは、米ソ冷戦終結以来、着実に進められてきた世界的な核軍縮の動きに大きく逆行し、今後、各国に影響を与える可能性があります。いかに核軍縮を具体的に進めていくかが問われています。

３．日本を中心とした現状と課題

（１）プルトニウムを放棄し、東北アジアの非核化へ

「日本が保有するプルトニウムは核弾頭1,000発以上に相当し、安全保障と核拡散の観点から深刻なリスクを生んでいる」「日本の使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所再処理工場）計画は、世界を安心させるのではなく事態を悪化させる行動だ」「核兵器を保有すべきだと日本の一部の政治勢力が主張し、核兵器開発を要求している。世界は日本を注意すべきだ」。これは、2015年10月に開催された国連第一委員会（軍縮委員会）での、中国・傅聡軍縮大使の発言です。中国による日本の原子力政策（核燃料サイクル計画）への批判は、福島原発事故ではなく、プルトニウム利用政策に向けられています。2016年６月、米国・バイデン副大統領（当時）が、中国・習近平国家主席に対して「日本は一夜で核兵器製造が可能」と発言したと伝えられました。自民党など保守勢力の中には、「原発推進とプルトニウム利用計画が、『核の潜在的抑止力』」であり「安全保障の面から、プルトニウム利用を継続し『潜在的核保有国』」であり続ける」との考え方が存在します。46トンと言われる日本のプルトニウム保有量は、長崎型原爆に換算して約5,800発と考えられます。日本政府自らが、核兵器保有への途を確保しつつ、他国の核兵器開発を非難しても、核兵器廃絶の主張に説得力はありません。

プルトニウムを利用する「核燃料サイクル計画」は、六ヶ所再処理工場の25回にもわたる完工延期や高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉、プルサーマル可能な原発の再稼働が、福島原発事故以降進まず、MOX燃料価格が高く、英保管プルトニウムをMOX加工できない等で、プルサーマル自体も進まないことなどから、将来の見通しが全く立っていません。多くの関係者が再処理の見直しを主張しています。国際的な非難を受けながら、「核燃料サイクル計画」をすすめる意味は全くありません。

原水禁は、この間核兵器廃絶のアプローチの一つとして、米国と中国・ロシアの核兵器保有国に囲まれた日本と朝鮮半島の非核化を求める「東北アジア非核地帯構想」を掲げてきました。TPNWが発効された今、朝鮮半島の非核化を求めていくためには、日本の核保有への懸念材料である「核燃料サイクル計画」を廃止し、「非核三原則」を法制化し、日朝および日朝韓における信頼醸成と平和への話し合いを進めなくてはなりません。すでに中国は先制不使用宣言を行っており、米国・ロシアの先制不使用宣言とともに朝鮮半島の非核化をもって、被爆国日本の具体的政策として「東北アジア非核地帯」に向けた努力が求められます。日朝国交正常化も、そのための一歩であると言えます。

（２）深化する日米同盟

INF全廃条約失効後において、中国・ロシアを意識した中距離核配備について、米国から同盟国・日本への協力を求める声も挙がっています。中国やロシアの中距離核開発を理由にした日本への公然たる核配備の要求も、在日米海軍の戦略原子力潜水艦への小型核配備が現実化する中で、在日米海軍基地などへの半ば公然の核持ち込みも現実化する可能性があります。日本政府は、自国の安全保障の基本姿勢に米国の核抑止力を据えています。このような姿勢は、被爆国の国是である非核三原則を揺るがしかねない情勢を呼び込むもので、きわめて問題と考えます。日本政府に非核三原則の法制化を行わせなければなりません。

日本政府はこの間、朝鮮の核実験やミサイル発射実験などを理由に、米国とともにミサイルディフェンス（MD）による防衛システムの構築をめざしてきました。青森県車力と京都府経ヶ岬に設置された米軍のＸバンドレーダー基地、韓国・星州（ソンジュ）に配備された終末高高度ミサイル防衛ミサイル（THAAD）とともに、米軍による一体的運用が行われつつあります。2021年度の防衛費は、９年連続増となる５兆3,422億円（前年度当初予算比0.5％増）で、安倍・菅政権の下で毎年過去最大を更新し、米国からの要求を丸呑みする対外有償援助（FMS）によって、さまざまな防衛装備を購入してきました。Ｆ－35Ａステルス戦闘機購入、ヘリコプター搭載護衛艦（DDH）のいずも・かがの空母化、Ｆ－35Ｂ（ストーブル機）配備、MV－22オスプレイ・無人偵察機（RQ－１プレデター）・Ｆ－35Ａステルス戦闘機搭載用の長距離巡航ミサイル・地上配備型イージスシステム（イージス・アショア）導入計画の海上配備への修正、など、これまでの専守防衛を越えて安全保障関連法に基づく、米軍と一体になった世界展開がもくろまれてきました。日本の自衛隊が、米軍の指揮下で軍事展開する「日米統合軍」構想が現実化しています。

2020年12月、日本の安全保障政策に影響があるとされる「アーミテージ・ナイレポート」の第５版が公表されました。これまでアーミテージ・ナイレポートは、第３版【2012年８月公表】で、集団的自衛権の行使、武器輸出三原則の撤廃が提案され、ほどなく安倍政権下で実現されました。第４版【2018年10月公表】では、日米同盟の強化と対中国を鮮明に打ち出し、基地の共同使用、日米合同部隊の創設、防衛装備品の共同開発、宇宙・サイバー分野での共同対処などが提案されました。2018年当時、トランプ政権下で蚊帳の外に置かれていたリチャード・アーミテージやジョセフ・ナイらジャパンハンドラーが、日米同盟の重要性をプロパガンダとして日米両政府に示したものでしたが、結果として米海兵隊と陸上自衛隊の水陸機動団（日本版海兵隊）、Ｂ２戦略爆撃機と自衛隊機の共同訓練、岩国基地所属の米海兵隊が自衛隊の岡山県日本原演習場を単独使用して軍事訓練をするなど、日米両軍の共同運用が拡大しました。また、敵基地を事前に攻撃することを作戦戦術とする「統合防空ミサイル防衛（IAMD）」に自衛隊を組み込み、「日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練」が行われ、宇宙分野での日米共同の動きも、放物線を描く弾道ミサイルではない極超音速滑空ミサイル攻撃に対応するとされる「衛星コンステレーション」や「宇宙状況監視（SSA）システム」への自衛隊の参加がめざされるようになりました。

　　　そして今回の第５版では、バイデン政権下での日米同盟強化の方向性が示され、中国と朝鮮を名指しして最大の安全保障上の課題だとしています。そして、軍事情報や諜報情報を共有する「ファイブ・アイズ（米国・英国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランド）」に、日本を含めることを提起し、さらに日米の指揮統制や役割、任務などを議論し、反撃能力やミサイル防衛を構築していく重要性を訴えています。明言は避けているものの、米軍の指揮権の下、日米統合軍として自衛隊を組み込み、対中国、朝鮮への攻撃能力を強化していくことを提言したものに他なりません。また、「日本はGDPのわずか１％しか防衛に費やしていない」とさらなる防衛費の増額を要求しており、今後も日米軍事一体化の中で、ミサイル防衛や宇宙分野の開発費や高額の米国製装備品の購入を求められていく虞があります。

地政学的な日本の立場を考え、米国との軍事的・政治的協力ではなく、日本を含む東北アジアの平和と安定をめざす外交政策を追求していくことが、この地域の国々との協調に基づく繁栄につながるものであり、米軍との軍事一体化の現状は、そのような外交を阻害する要因にしかなりません。日米を中心とした「自由で開かれたインド太平洋構想」は、中国が推し進める巨大経済圏構想である「一帯一路構想」と対立するものであり、これら日米のあり方、言い換えれば米国追従の日本のあり方は、アジアの平和と安定を阻害する要因の一つになっています。「日米同盟の深化」を基本に、朝鮮半島や中国・ロシアとの対立をはらむ日本政府の外交・軍事政策は、日本の国民を危険にさらすだけでなく、東北アジアおよび世界の平和を脅かすものです。私たちはこのような日本政府の国家安全保障戦略を許してはなりません。

（３）日朝関係改善

日本政府は2006年から輸入や入港禁止などの制裁を発動し、制裁対象を広げながら措置を延長し、2021年４月、朝鮮との輸出入の全面禁止や、朝鮮に寄港歴がある船舶を含むすべての船舶の入港禁止等を柱に、制裁措置の２年延長を決定しました。日本政府は、朝鮮の完全な非核化や弾道ミサイル廃棄の具体化、日本人拉致問題の解決に向けた行動を引き出すために制裁を維持するとしていますが、そのことが解決に向かう手段であるとは考えられません。また、菅首相は、拉致問題解決のため、条件を付けずに金正恩朝鮮労働党総書記との直接会談をめざすことを表明していますが、実現は見通せていません。

2002年、小泉純一郎首相と金正日国防委員会委員長の間で「日朝平壌宣言」が取り交わされました。日朝国交正常化に向けた交渉開始、植民地支配の日本の謝罪と経済協力の実施などが明記され、日朝国交正常化に向けて動き出すかに見えました。しかし、小泉政権を継いだ安倍晋三首相の拉致三原則（拉致問題は日本の最重要課題、拉致問題の解決が国交正常化の前提、拉致被害者の全員帰国）を掲げる拉致問題解決に拘泥する姿勢によって、両国間の交渉は行き詰まりました。

来年・2022年は、日朝平壌宣言から20年が経過します。この間、日朝間に横たわるさまざまな課題は、解決への緒にもつけませんでした。制裁措置の強化によって朝鮮を屈服させようとするこれまでの政策では、解決に至らないことは明らかです。日本国内では、過去の植民地政策から続く朝鮮民族蔑視の国民感情を払拭することができず、日本政府は、朝鮮高校無償化措置排除、朝鮮大学校への学生支援緊急給付金からの排除など、在日朝鮮人社会へのさまざまな差別政策を実施してきました。日本政府は、朝鮮半島にルーツを持つ在日朝鮮人社会への差別的政策を止め、朝鮮との国交正常化への対話を早急に開始するべきです。

（４）命と平和を守るグローバルな連帯を

原水禁は、グローバルな視点で、人々の命、それを保証する平和を守る世界の多くの人々との連帯と団結が核廃絶を導き出すための基本にあると考えます。「コロナ禍後の社会」は、決して「コロナ禍以前」の社会ではあり得ません。また、私たちはコロナ禍への対応の中で、新たな社会のためのさまざまな課題を受け止めることとなりました。コロナ禍も、原水爆も、環境問題も、ひとり一人の「命」の存在に関わる課題として捉えながら、その尊厳を守るとりくみを強めながら、ポストコロナ社会を提起していかなくてはなりません。

Ⅱ．核の商業利用（原子力エネルギー）の現状と運動の課題

１．福島第一原発事故の現状と課題

（１）事故の現状と課題

2021年３月、東日本大震災・福島第一原発事故（福島原発事故）から10年が経過しました。しかし、廃炉作業は、格納容器内最大42シーベルト（Sv）/時、建屋内最大5,150ミリシーベルト（mSv）/時という高い放射線量に拒まれ、遅々として進んでいません。炉心の状況さえつかめず、過熱によるセシウム再放出を防ぐために冷却水を注入し続けています。溶融した核燃料デブリ（デブリ）は、数万年にわたって強い放射線を発し続けます。その全容を未だ確認することができず、その量は１～３号機合わせて推定880トンとも言われています。そのうちこの10年間で詳細に分析できたのは、わずか0.0027ｇだけです。また、１～４号機にある使用済み燃料プールからの核燃料（使用済み核燃料）の取り出しは、当初の計画では2021年完了でした。現状は３・４号機からの取り出しは完了【2021年２月末時点】しましたが、全ての取り出し完了は2031年と計画が変更されています。

2019年12月27日、政府は中長期ロードマップ（工程表）を２年ぶりに改訂（５回目）しました。当初、2031から2036年とされていたデブリの取り出し完了時期は、記載が消えました。デブリの取り出し開始を2021年、廃炉完了時期を2041～2051年とする記載は当初から変更されていませんが、１号機は建屋上部の覆いも完成していない状況です。仮に、使用済み核燃料の取り出しが予定通り2031年に完了したとしても、それだけで廃炉完了予定までの半分にあたる20年を使い切ることになり、廃炉作業が予定通り進むとはとても考えられません。

2020年12月24日、国と東京電力（東電）は、2021年中のデブリの取り出し開始を断念すると発表しました。また、2021年１月26日、原子力規制委員会（規制委員会）の検討チームは、2014年10月以来６年３ヶ月ぶりに福島原発事故分析の中間報告案をまとめました。それによると、放射性物質の高濃度汚染が指摘されてきた２・３号機の原子炉格納容器の真上にある鉄筋コンクリート製のふた「シールドプラグ」に残るセシウム137の量が、合計で最大７京（京は兆の１万倍）ベクレル（Bq）程度あると推計しました。推計結果によると、１号機が100～200兆Bqだったのに対し、２号機は100倍以上の２～４京Bq、３号機は３京Bqでした。１号機に比べて２・３号機上部の汚染が高い理由は分かりませんが、今後の廃炉作業の大きな壁となるのは必須で、2022年開始予定のデブリ取り出しなど今後の作業も難航が予想されます。規制委員会の更田豊志委員長は「ふたを外すところから大問題になる。廃炉にとって極めてインパクトの強い情報だ」とコメントしました。さらに、2021年２月19日、東電は、同月13日に福島県沖で発生した最大震度６強の地震により、福島第一原発の１号機と３号機の原子炉格納容器の水位が低下傾向にあること発表しました。原子炉への注水は継続しており、格納容器底部にある燃料デブリの冷却に問題はないとしましたが、格納容器の損傷部分が拡大し、原子炉建屋内に漏れ出る水量が増えた可能性があるとのことです。原子炉格納容器内の水位が低下する問題は、その後３月22日・５月７日・同月30日にも起き、原子炉への注水量をそれまでの毎時約３トンから約４トンに増やす対応をとりました。

困難極まるデブリの取り出しも含めて、福島第一原発の廃炉作業に従事する労働者の被曝は、放射線防護の法令を遵守し、できるだけ低く抑えなければなりませんし、汚染された福島県やその他の地域を再び汚染することは絶対に許されません。東電と国は、福島事故を起こした自身の責任を認め、集団ADR拒否など不誠実な損害賠償対応と凍土遮水壁など廃炉・汚染水対策の破綻を深く反省し、損害賠償・廃炉対策費約21兆5,000億円の電力消費者への転嫁を撤回し、東電自らの破産処理を含めて、その責任をとるべきです。これらを前提として、初めて廃炉・汚染水対策の抜本的転換が可能になるのであり、その上で、超長期的に安全を確保する途を福島県・県民、地元自治体、そして国民とともに模索すべきです。

（２）膨大な事故収束費用

2016年、経済産業省は、福島第一原発の廃炉費用を、廃炉・汚染水処理費（廃炉・汚染水費）約８兆円、賠償費約７兆9,000億円、除染費約４兆円、除染で生じた土壌などの中間貯蔵費（中間貯蔵費）約１兆6,000億円の総計約21兆5,000億円と発表しました。東電が負担するのは、廃炉・汚染水費全額、除染費全額、賠償費の半額、合計約16兆円です。残りの中間貯蔵費は国が全額負担し、賠償費の半額は電力各社が電気料金に上乗せして負担しています。しかし、これはあくまで「試算」であり、原水禁は、今後の廃炉作業の推移次第では、莫大な費用負担が私たちに求められると考えてきました。

2019年３月、公益社団法人日本経済研究センターは、廃炉費用の総計を約81兆円（廃炉・汚染水費約51兆円、賠償費約10兆円、除染費約20兆円）と試算しました。一方で、増加分も含めた汚染水約200万トンを薄めて海洋投棄すれば、約40兆円削減できるとしました。これは、検討されてきたタンク貯蔵の拡充やコンクリート固化などの安価な貯蔵方法を無視し、非現実的で高額な方法だけを取り出して、海洋投棄すれば約40兆円もの削減につながるとする作為的で悪質な論考です。そのような作為を以て「約40兆円の国民負担か、汚染水の海洋投棄か」の二者択一を福島県民と国民に迫ることは許されません。

2021年３月、東電によるこの10年間の廃炉作業や被災者への損害賠償、汚染地域の除染といった事故処理にかかった費用が、約13兆3,000億円（廃炉・汚染水費約１兆5,000億円、賠償費約７兆円、除染費約４兆8,000億円）に上ることが分かりました。すでに、廃炉・汚染水費は想定の約２割、賠償費は８割超、除染費は８割が支出されたことになります。今後も廃炉作業などが難航し、当初の想定を上回ることは確実です。賠償費用などは、国が立て替えた後、電気料金や税金をもとにした資金から少しずつ「返済」されていきます。こうした国民負担が今後数十年は続くとみられます。

今、何よりも大切なことは、福島原発事故を直視して、事故の原因究明と責任の所在を明らかにするとともに、福島県民への放射線被曝防護の徹底と、無料の健診や医療を保障する「健康手帳」交付によって将来的な健康保障をはかり、これ以上の放射能災害を防ぐための徹底した事故処理対策を講じることです。加えて、海洋投棄を含め、安易な放射性物質の環境への故意の放出は、絶対に許してはなりません。

2020年度より、原発依存度の低減というエネルギー政策の基本方針の下、原子力事業者が相互扶助で負担すべき損害賠償費の一般負担金「過去分」２兆4,000億円や原子力発電所を円滑に廃炉するための費用として、原子力事業者が経済産業大臣の承認を受けた額を電気料金（託送料金）の一部として、原子力事業者以外の新電力契約者を含めた全電力消費者から徴収すること（改訂法令施行）となりました。国や電力会社が福島原発事故や原発推進の責任を明確にせず、その責任をとらないまま、このような方法で一般電力消費者に責任転嫁するのは大問題であり、撤回させなくてはなりません。

（３）溜まり続ける汚染水

2013年９月、安倍晋三首相（当時）は、2020東京オリンピック誘致に際して「汚染水の影響は港湾内で完全にブロックされ、アンダーコントロールの下にある」と発言しました。しかし現在、原子炉建屋内に流入する地下水やデブリに注入する冷却水は、高レベルの放射性物質によって汚染されています。これをセシウムとストロンチウムを除去して「淡水」と「濃縮塩水」の半々に分離し、「淡水」は冷却用に再利用され、「濃縮塩水」は多核種除去装置（ALPS）で処理され、汚染水として貯蔵タンクに貯められます。この汚染水について、2021年１月28日、政府と東京電力は、①2020年の発生量が140㎥/日だったこと、②2025年内には発生量を100㎥/日まで低減させる新たな目標を設定したこと、を発表しました。サイト内の1,061基のタンクに貯蔵されている汚染水は126万5,060㎥【６月17日現在［TEPCO・処理水ポータルサイト］公表】です。

４月27日、東電は、発生が続く汚染水を浄化処理した後の水について、定義を見直しました。セシウムなど62種類の放射性物質を取り除けるALPSで浄化処理してから排出基準を下回っている水を「ALPS処理水」とし、排出基準を上回っている水を「処理途上水」と定めました。東電によると、ALPS処理水は32万3,900㎥、処理途上水は82万2,900㎥【2020年12月末時点】です。また、トリチウムの総量について、1,061基のタンクに保管する汚染水約125万㎥に約780兆Bq（それまでは推定860兆Bqと言われていました）含まれていると発表しました。

５月27日、東電は、貯蔵タンク23基（約３万㎥分）を増設する方針を発表しました。これにより、実質的な貯蔵容量は約140万㎥となり、タンクが満杯になる時期について、2022年秋頃から2023年春頃へ約７ヶ月間延びると説明しました。

（４）「海洋放出」方針

2019年11月、政府は「トリチウム汚染水を海洋放出または大気放出を行った場合の追加被曝線量は、一般の人の年間被曝線量よりも低く『影響は十分に小さい』」とする見解を出しました。また、2020年２月、有識者による政府の小委員会は「海洋放出」と水蒸気にして空気中に放出する「大気放出」を提示し、海洋放出を「より確実」とする報告書をまとめました。

東電によると、2022年秋頃には計画している貯蔵タンクの保管容量が満杯になる見通しであることから処分を急いでいました。そこで「ALPSでトリチウム以外の放射性物質は除去できる」「トリチウムは生物への影響が小さく、国内外の原発でも海洋放出している」として、2020年10月、政府が同月下旬に関係閣僚会議を開き「処理水を海水で薄めて、トリチウム濃度を国の排出基準以下にして海に流す『海洋放出』処分方針」を決めると報道されました。同月15日、全国漁業協同組合連合会（全漁連）は、政府に「わが国漁業者の総意として、海洋放出は絶対反対。慎重な判断を求める」ことを要請しました。全漁連をはじめとする海洋放出反対の声を受け、処分方針決定は先送りされました。

2021年４月７日、菅首相は、全漁連の岸宏会長らと会談しました。岸会長は菅首相から「処理水の処分は避けて通れない。海洋放出がより現実的という有識者による政府小委員会の報告書をふまえ、政府の方針を決定したい」と、処理水の処分に理解を求められました。これに対し岸会長は、放出反対の姿勢を崩さなかったものの、海洋放出を前提にする場合は、国民への丁寧な説明や風評被害の対策をすることなどを要望しました。

同月13日、政府は、関係閣僚会議を開き「海洋放出」の方針を決定し、２年後の2023年を目途に福島第一原発敷地内から放出に着手するとしました。残留する放射性物質トリチウムは、濃度を国の放出基準の40分の１（1,500Bq/ℓ）未満になるよう海水で100～1,700倍に薄め、風評被害には東電が賠償対応するとしました。放出のための装置整備や規制委員会の審査に２年程度かかり、今後溜まり続ける分も含めれば、放出終了までには30～40年かかる見込みです。一方、風評被害対策として、福島県産などの水産物の販路拡大につながるよう、福島県内15市町村の水産関係の仲買、加工業者らを支援するとしました。放出後に海洋汚染されていないことを政府・東電が検査し、そのデータをIAEAや専門家らにチェックしてもらうとしました。同日、加藤勝信官房長官は「海洋放出」決定を受け「将来的に必要な予算については、躊躇なく確保して具体的な対策を講じていく」と述べました。同月16日、政府は、風評被害対策や東電による賠償方針などを話し合う閣僚会議を開催し、2021年夏を目途に主な課題を整理した中間報告を取りまとめ、2021年内に具体策を盛り込んだ実行計画を策定することを確認しました。

政府による「海洋放出」の方針決定を受け、同月18日、東電の小早川智明社長は、2015年に福島県漁業協同組合連合会と交わした「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束を順守すると表明しました。翌19日、東電は「海洋放出」開始までの詳細な全体工程表を作り、５月に規制委員会への提示をめざす考えを明らかにしました。

同月30日、福島県のJA福島中央会・県漁連・県森林組合連合会・県生活協同組合連合会に加盟する22団体でつくる「地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会」は「不安や風評被害で県内の全産業の復興が阻害されず、着実に進展できると確信できるまで海洋放出に反対する」との共同声明を発表しました。

５月31日、政府は、風評被害への追加対策などを議論する第１回関係閣僚等会議ワーキンググループ（WG）を福島市内で、６月７日には第２回WGを宮城県内で、同月25日には第３回WGを茨城県内で、それぞれ開催しました。出席した漁協など水産業や、農業、観光団体の代表者は、海洋放出に反対の立場を示し、「海洋放出への国民や国際社会の理解は得られていない」など、政府を批判する意見が相次ぎました。

５月８日に、福島テレビと福島民報社が福島県内を対象に行った調査によると、溜まり続ける処理水について、国民の理解が深まったかの問いに対し「さほど深まっていない」37.9％、「全く深まっていない」32.8％と、全体の７割の人が理解は深まっていないと回答しました。この結果を受け、内堀雅雄福島県知事は「処理水の問題は日本全国の問題」としたうえで、改めて政府に正確な情報発信を求めました。さらに同月下旬、朝日新聞が行ったアンケート調査によると、福島県知事および福島県内59市町村長合計60人のうち、国内外で海洋放出への理解が進んでいないことや、風評被害や賠償への対策が不十分であることを理由に、約７割が政府方針に否定的な姿勢を示しました。海洋放出方針について「容認できる」０人、「どちらかといえば容認」５人、「どちらかといえば容認できない」34人、「容認できない」７人、「無回答」14人でした。また６月４日から11日にかけて、福島民報社が行ったアンケート調査によると、福島県内59市町村議会のうち９議会が「海洋放出に反対」「処分方針の撤回」「慎重な対応」などを求める意見書を可決しました。この他、11議会は、政府の方針決定前に可決済みの意見書を堅持するとしているため、少なくとも合計20議会が海洋放出に懸念を示しています。

日本政府の「海洋放出」の方針決定を受けて、IAEAのグロッシ事務局長は「海洋放出は技術的に実行可能で国際慣行に沿う」として「放射性物質のモニタリングなどの技術協力を提供する用意がある」と表明しました。米国やEUも評価する声明等を発表しました。一方、韓国・丁世均首相が「受け入れられない。周辺国国民の権利を侵害した無責任な決定」と批判するなど、日本近隣の韓国・中国・台湾・ロシアは「一方的な措置だ」と厳しく非難し、日本の決定を受け入れられないとする立場を明確にしました。さらに４月13日、太平洋諸島フォーラム（オーストラリア・ニュージーランド・パプアニューギニア・フィジー・ソロモン諸島・バヌアツ・ツバル・サモア・トンガ・クック諸島・ニウエ・ミクロネシア連邦・マーシャル諸島・パラオ・ナウル・キリバスの16ヶ国・地域）は、「南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）」の受託者として、日本政府による海洋放出決定に対し「深い憂慮を表明する」との事務局長声明を発表し「環境、健康、経済的影響」も含む「我々の『青い太平洋地域』への危害の可能性に対処する手段が十分には取られていない」「漁業・海洋資源は、太平洋に暮らす私たちにとって決定的なものであり、保護されるべきだ」と訴えました。６月１日、中国は、ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカの新興５ヶ国（BRICS）の外務大臣会合で「パレスチナ・イスラエルの衝突、イラン核合意、アフガニスタン問題、日本・福島の原発汚水処理、テロリズム」などの国際・地域問題の政治解決をはかるべきだと主張し、「海洋放出」を国際紛争と同列に争点化しました。同月29日、韓国国会は本会議で、日本政府の一方的な汚染水の海洋放出決定を強く糾弾するとともに、海洋放出決定を直ちに撤回するよう促す決議案を採択しました。

（５）「海洋放出」方針決定の撤回を！

５月11日、政府は東電とともに、海底にパイプラインを設置した上で１km程度の沖合に「放出」する案を検討していることがわかり、同月28日、工程案が判明しました。海底に配管を通して「放出」する方法が有力で、９月に海底の調査を開始し、2022年２月から配管の敷設工事を開始し、完成までには１年半程度かかる見通しです。６月以降、原子力規制委員会（規制委員会）も交え、原発近くの沿岸から直接排出する方法と沖合放出のいずれを採用するかについて、本格的な協議が始まる見通しです。

７月12日、規制委員会の専門家会議が開催され、東電から初めて「海洋放出」に関する具体的な方法が示されました。最も多く放出する時は、敷地内の設備に４トン/秒の海水をポンプでくみ上げ、そこに汚染水を６ℓ/秒混ぜて「海洋放出」するとのことです。今後は、規制委員会が審査を行い、「海洋放出」設備の建設を進めていくことになります。

海洋や大気中への放出は、明らかな環境汚染であり「風評被害」や「健康被害」を拡大するなどの懸念があります。トリチウム以外の多核種を二次処理で除去したとしても、トリチウム汚染水125万㎥・推定780兆Bqを（平均500倍に薄めて1,500Bq/ℓとして）海洋放出するのは、何よりも政府・東電が福島県民や国民と約束したことに違反しています。

第１に、2015年１月７日に開催された「第６回廃炉・汚染水対策福島協議会」の場において、経済産業省の糟谷廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐は「（ALPS処理水について）関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分もとることは考えておりません」と答弁しています。また経済産業省は、福島県漁連へ「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません」と文書回答【同年８月24日付】もしています。東電も福島県漁連と同じ約束を交わしています。「海洋放出」は、この答弁・回答・約束に反します。

第２に、汚染水を減らすために地下水バイパスやサブドレンの排水を福島県民、とりわけ漁民が苦渋の選択で容認した際、東電と政府は、その運用方針で「運用基準を超えれば排水せず、希釈放出もしない」「ALPS処理水は海洋放出しない」と約束しています。トリチウム汚染水（ALPS処理水）の希釈・海洋放出は、この約束に反します。

第３に、福島県民等には事故時に甚大な放射能被爆を強要され、今なお、年間１mSv（１mSv/年）を超える地域での生活を余儀なくされている人々がたくさんいます。さらに、トリチウム汚染水の海洋放出で、新たな被曝を強要することは許されません。国内法には「１～20 mSv/年の現存被曝状況」を認める法律など存在せず、法令で担保された１mSv/年を超える被曝を強要することは法令違反です。

第４に、1993年、ロシアが放射性廃液を日本海に投棄した際、原子力委員会が「我が国としては，今後，低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としないものとする」とした決定に違反します。

第５に、日本も加盟する廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）およびロンドン条約議定書によれば、高レベル放射性廃棄物の海洋投棄は全面禁止、低レベル放射性廃棄物についても、その形態及び状態のいかんを問わず、告示濃度限度以下へ十分薄く希釈しても、海洋投棄は禁止されています。海洋投棄が禁止されているものを内水で排水口やパイプラインを介して海洋処分（海洋放出）することは、自国の裁量で禁止等の規制措置をとるべきと定めています。ロンドン条約議定書ではさらに踏み込んで、海洋投棄の禁止された「放射性廃棄物その他の放射性物質」以外の廃棄物について海洋投棄を検討する場合でも「人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は均衡を失する費用を伴わずに」陸上処分等の機会が存在する場合には「許可を拒否するものとする」と定めています。放射性廃棄物であればなおさらです。実行可能なあらゆる措置で海洋汚染防止を図ると誓約している日本はこれに従う義務があります。

経済産業省・外務省・原子力委員会は、トリチウム汚染水約125万㎥・推定780兆Bqを海洋投棄することはロンドン条約で禁止されていると認めています。現に、実例のある陸上での固化埋設やタンク貯蔵など実用的な選択肢を真剣に検討すべきです。

「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会が、福島県民の総意を結集して2020年４月15日から始めた反対署名・42万8,000筆余を８月27日・10月２日、政府へ提出しました。その後届いた署名も合わせると45万0,443筆が集約【2021年４月16日現在】されました。

2020年11月11日から12月18日にNHKが行った世論調査では、処理水を「放射性物質の濃度を国の基準以下に薄めたうえで海に流す（海洋放出する）」ことについて、「賛成」６％、「どちらかといえば賛成」12％、「どちらかといえば反対」29％、「反対」23％、「どちらともいえない」30％でした。

　2021年３月11日、国連の特別報告者５名（マルコス・Ａ・オリャナさん：有害物質に対する人権に関する特別報告者、マイケル・ファクフリさん：食料に対する人権に関する特別報告者、セシリア・ヒメネス・ダマリーさん：国内避難民の人権に関する特別報告者、トゥラレン・モフォケンさん：身体的および精神的健康に対する権利に関する特別報告者、ペドロ・アロホ・アグドさん：安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者）は連名で、「福島第一原子力発電所に今も残る汚染水は、環境および人権上の重大なリスクをもたらすものであり、太平洋に放出するといういかなる決定も受け入れられる解決策ではない」とする声明を発表しました。そして、日本政府による「海洋放出」方針決定後の４月15日には「100万㎥もの汚染水の海洋環境への放出は、日本の国内及び国境を越えた関係者の完全な人権の享受に対し、かなりのリスクを負わせるものである」と批判しています。

　また、福島原発事故直後、54ヶ国・地域が日本産食品の輸入規制を導入し、10年が経過してもなお、韓国や中国、台湾などの15ヶ国・地域が、輸入停止や検査証明書の義務付けなどの措置を継続しています。

　　　このような状況を考えると、被害の拡大を防ぎ、放射能量の自然減少にもつなげるため、用地を確保してのタンクでの保管継続が望まれます。トリチウムの健康への影響も懸念される中、汚染水の海洋投棄でさらに被曝を強要することなど断じて許せません。

（６）中間貯蔵施設を最終処分場にするな

汚染水以外にも、汚染水処理による廃吸着塔や沈殿した放射性物質を含む泥状の「スラッジ」「スラリー」と呼ばれるものなど、さまざまな高レベル放射性物質が発生します。これらはHICと呼ばれる高性能容器に保管されますが、確保された保管場所の８割以上が埋まっています。放射性物質に汚染された瓦礫、使用済み防護服、伐採木などもあり、焼却・減容すれば高濃度の焼却灰が発生します。これらの処理問題も大きな課題となっています。

2011年10月、国は、福島県内で発生した①仮置き場などに保管されている除染にともない発生した土壌や側溝の汚泥・草木・落ち葉などの廃棄物、②①の他、災害廃棄物等のうち10万Bq/kgを超える焼却灰など、を貯蔵するための「中間貯蔵施設等の基本的考え方」を公表しました。その主な内容は、①中間貯蔵施設の確保および維持管理は国が行う、②2015年１月を目途として施設の供用を開始するよう最大限努力する、③福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする、④ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する、です。

2013年12月、国は、福島県および双葉町・大熊町・楢葉町に対し中間貯蔵施設の受け入れを要請し、2014年12月に大熊町が、2015年１月には双葉町が、中間貯蔵施設建設の受け入れを容認しました。2015年３月13日に大熊町で、同月25日には双葉町で、仮置き場から中間貯蔵施設の保管場への搬入が開始されました。なお、中間貯蔵施設への輸送対象物量は、推計約1,400万㎥とされています。

2021年３月、政府は、①予定量の75％にあたる1,048万㎥【2021年２月末時点】が、中間貯蔵施設に搬入されたこと、②2022年３月までに搬入は完了する予定であること、を公表しました。しかし、中間貯蔵施設はあくまで一時的な保管場所で、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第３条２項には「国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」と定められています。法律に従えば、2045年３月までに福島県外で最終処分を完了することになりますが、最終処分する場所や方法は議論が進まず、課題は残されたままです。国としては、膨大な量をすべて最終処分するのは現実的でないとして、全体の８割を再利用したい考えです。放射能濃度が比較的低い汚染土を普通の土で覆うなどの手法を想定し、2024年度までに用途や管理方法などをまとめる方針です。

　　　2020年10月に政府が行ったアンケートでは、除染廃棄物の福島県外最終処分に関して「聞いたことがない」「聞いたことはあるが、内容は全く知らない」と答えた福島県外の人は81％でした。また「福島県外の人からすれば、なぜ福島の除染土を引き受けなければならないのかと感じるだろう」との声があり、福島県民の中には、除染土の搬出先が決まらず、このまま最終処分場にされてしまうのではないかと先行きを不安視する人もいます。2021年２月、内堀雅雄福島県知事は、小泉進次郎環境大臣とのオンライン会談で、中間貯蔵施設について「国からの要請を受け、大熊町と双葉町が苦渋の決断で受け入れた」と過去の経緯を強調したうえで「国の責務として福島県外最終処分を約束通り実施してほしい」とくぎを刺しました。政府は、国民的な理解を広げるため、2021年度に全国で一般市民との「対話集会」を開くとし、５月23日、「『福島、その先の環境へ。』対話フォーラム」と題した初の集会を東京都内で開催し、オンラインで約1,000人が参加しました。

　　　また、2021年１から２月に、福島県を除く46都道府県知事に、福島県内の除染で出た汚染土を各都道府県内の道路工事などで再利用するという国の計画について、朝日新聞が行ったアンケート調査によると、「県民の理解が得られると思えない」などとして道路や農地造成に使うことに反対した知事が５人、道路に使うことだけ反対した知事が１人、農地に使うことだけ反対した知事が１人でした。他の知事も「安全性がまだわからない」「判断できない」「回答を差し控える」などと答え、賛成の回答はなく、国の計画が全国には広がっていないことがはっきりしました。

　　　原発核燃料サイクルは、たとえ事故を起こさなくても放射性廃棄物を排出し続けます。そして、一度原発重大事故が起これば、大量に放出された放射性物質が長期にわたって、人々の住環境を放射能で脅かし続けることを福島の現実が示しています。事故被災地で、これ以上の汚染の拡大と人々への被曝の強要を許してはなりません。そして、中間貯蔵施設をこのまま放置して最終処分場にするようなことがあってはなりません。

（７）2051年に廃炉完了!?

原発事故直後に出た放射線量が高いがれき・樹脂製配管・使用済み防護服などの放射性廃棄物が入ったコンテナ８万5,469基が、福島第一原発敷地内に保管されています。

2021年３月２日、１号機北側の排水路で雨水の放射性廃棄物濃度が高いことを示す警報が作動しました。東電が調べたところ、排水路の近くで最大13mSv/hのベータ線を出すゲル状の塊が見つかりました。大きさは直径50cm程で、この場所には、2013年８月から瓦礫などを保管するコンテナが置かれていましたが、2021年３月上旬に移動が完了していました。原発事故後、今回のようなゲル状の塊が見つかったのは初めてでした。５月20日、東電は、ゲル状の塊について、汚染した吸水材を入れたコンテナが腐食し、液体が漏れ出たことが原因とする調査結果を公表し、漏れ出た液体の一部は、降雨により港湾内に流出したとみられるが、モニタリングの数値などから「環境への影響はない」としています。

このように、デブリ、使用済み核燃料の取り出し、汚染水、中間貯蔵施設の放射性廃棄物の他にも問題となるのが、福島第一原発廃炉作業で発生する放射性廃棄物（原発事故で汚染された機器や建物、放射性物質が降り注いだ地表の土や道路、汚染水がしみ込んだ地下の土壌や岩盤、岸壁や防波堤・港湾内の海底の土砂など）です。この総量は約780万トンと試算（日本原子力学会中間報告【2020年７月】）され、通常の原発（110万kW級）を廃炉にする際に発生する量のおよそ600基分に相当します。「すべてをきれいにするということは、放射性廃棄物が大量に発生するということ。それを敷地内でどのように管理するのか。敷地外に持ち出すのか。長期に管理し続けるのか」という課題が、デブリや使用済み核燃料を取り出した後に必ずあります。国は「工程表」で廃炉完了時期を2041～2051年と示していますが、放射性廃棄物をどこに持ち出し、どのように処分するのかなど、廃炉の最終形について具体的に示していません。一方、地元自治体は当然のことですが、あくまでもすみやかにすべての放射性廃棄物を撤去し、福島県外で処分することを求めています。伊澤史朗双葉町長は「廃炉＝原状復帰ということで、さら地になっている状態をイメージしている。最終処分は福島県外搬出は約束ごとだから」と、吉田淳大熊町長は「まずはさら地に戻して、戻りたくても戻れない人たちの福島第一原発への不安というものの払しょくにつなげなければいけない」と、それぞれ述べています。「元へ戻してほしい」というのは当然の自然な要求であり、事故を起こした東電と政府は、この要求に真摯に向き合うべきです。

この課題について、2020年７月、一般社団法人日本原子力学会の福島第一原子力発電所廃炉検討委員会は、放射性廃棄物の管理方法・発生する放射性廃棄物量などを検討し、「デブリを取り出した後、福島第一原発敷地内の放射性廃棄物を処理・処分し、同敷地を再利用できるまでには、さらに100～300年程度かかる」という試算を公表しました。放射性廃棄物の処理・処分は、福島県だけではなく、日本全体で考えなくてはならない大きな問題です。決して福島に押し付けることがないよう、とりくんでいかなくてはなりません。

（８）続く避難生活、事故によって奪われた命

原発事故から、10年半が経過しようとしている今なお、福島県では県内に7,093人、県外に２万8,372人、避難先不明者13人の合計３万5,478人【４月５日現在の被害状況即報［福島県災害対策本部発表］】が、長期の避難生活を余儀なくされています。政府は2017年３月末で「自主避難者」への避難先住宅無償提供が終了すると、避難者数から自主避難者を除外しました。また、公表されている統計には、避難指示が出されている地域の住民でも、避難先で自宅を購入した人や、県などの住宅支援を受けずに東京電力から家賃の賠償を受けて賃貸住宅で暮らす人などは含まれていません。福島県・復興庁の調査には十分に避難の実態が反映されていません。

また、福島県内の震災関連死と認定された人は2,321人【４月５日現在の被害状況即報［福島県災害対策本部発表］】で前年度より14人増えています。そのうちの約９割が66歳以上の高齢者で、福島県の震災関連死は、東日本大震災全体の関連死の約６割を占めています。この数字は、福島県では自然災害である東日本大震災に加えて、人災である東電福島第一原発事故の影響が大きく、放射能汚染によってふるさとや生業を剥奪され長期にわたる避難生活を強いられる中で、健康の悪化や将来への不安など精神的にも追い詰められる被害者の状況を反映しています。原発事故によって多くの命が奪われてきたのです。

（９）無理な避難指示解除と進まない帰還・今も続く除染作業

政府は、除染が進んだとして帰還困難区域を除いて避難指示を相次いで解除しました。避難指示解除の条件としては「①年間積算空間線量が20mSv以下、②日常生活に必要なインフラや医療・介護などの生活関連サービスの復興、子どもの生活環境の除染の進捗、③県、市町村、住民との十分な協議」（2015年６月、原子力対策本部決定・閣議決定）としてきました。この「20mSv/年」の被曝は、国の被曝防護の法令で担保されている「一般公衆の被曝限度１mSv/年」の20倍に相当する被曝量です。政府は、福島原発事故直後から国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した重大事故時の「被曝基準」（参考レベル）に従って、事故後の対策を行ってきました。このICRP勧告（2007年勧告）は、重大事故が起こっても人々に被曝を押しつけながら原発を推進し続けられるように、チェルノブイリ事故後に出された「二重基準」（重大事故による被曝に対しては、大幅に緩和した被曝基準「参考レベル」を適用するというダブル・スタンダード）です。日本政府は、福島原発事故後なし崩し的に、この「二重基準」を政策に取り入れ、事故直後の学校の校庭除染や避難の基準に20mSv/年を適用しました。そして2015年以降は「避難解除の基準」としても「国際基準だ」と強弁して用いているのです。このように重大事故が起こっても原発推進を続け、人々に被曝を押しつける政策を許してはなりません。法令で担保されている「一般公衆の被曝限度１mSv/年」を超える被曝を、事故によって人々に強いてきたことは「法令違反」であり、人々を被曝の健康リスクに曝す人権侵害です。

2020年３月４日・５日、事故を起こした福島第一原発が立地する双葉町と大熊町の一部地域で避難指示が解除されました。全線再開するJR.常磐線の開通日・３月14日に合わせたもので、帰還困難区域ではあるが、除染によって「人が住める」ようにしようとしている「特定復興再生拠点区域」の一部とされます。政府は、限定的な除染をすすめ2022年には双葉町に「特定復興再生拠点区域」として住民の帰還を実現させようとしています。しかし、復興庁の行った住民意向調査では、「帰還したい」が１割、「帰還しない」は６割を占めました。

一方、政府は「地元（飯舘村）の強い意向」を口実に、将来的に人が住まないことなど一定の条件を持つ地域を除染せずに避難指示解除し、人々の立ち入り制限をなくす方向で検討しています。「放射性物質汚染対処特措法」は、除染を国の責務としていますが、避難指示解除要件を見直し除染しなくても良いという例外を設けるものできわめて問題です。高汚染地域への住民等の自由な立ち入りは、人々の被曝の機会を増やします。このような動きに対して、帰還困難区域を抱える大熊、浪江、双葉など周辺自治体の首長からは「国は約束通り除染を」と、反発の声が上がっています。

2021年５月26日、会計検査院は、避難指示が出された福島県内の11市町村で、環境省が2017年までに除染を実施した場所から、抽出した約56万ヶ所において、2.2％にあたる約１万2,900ヶ所で「除染効果が確認できなかった」とする報告書を公表しました。線量が低下した地点も時間が経過してから測定したケースがあり、自然減の可能性があるとして一定間隔での測定を求めました。なお、2019年度までの除染に約３兆1,700億円が支出されています。

　　　また、2019年10月の台風19号による大雨以降、農業用のため池では、今でも除染が行われています。福島県によると、約4,000ある農業用ため池のうち、27市町村にある989のため池の底の土が基準値（8,000Bq/kg）を超え、除染対象となっています。除染して基準値を下回っても、大雨の影響で再び線量が基準値を超え（中には２万Bq/kg以上）、再度除染が必要になることから、近くの森林が線量上昇の一因とみられています。しかし、国は原則として森林の除染を認めていないため、これまでも、そしてこれからも「いたちごっこ」が続く恐れがあります。

（10）国と東電は責任を取り、さまざまな支援を

避難指示解除に合わせて、帰還を強要するかのように住宅支援、精神的賠償などの支援策が次々に打ち切られています。避難指示解除区域では、医療や介護、日常生活に必要な各種インフラやサービスは全く不十分なままです。2020年３月４日までに一部または全域で避難指示が全11市町村で解除され、避難先から帰還する住民もいますが､その数は依然として少ないままです。とりわけ全住民避難を強いられた８町村の居住率【2020年12月末現在】は、楢葉町59.6％・富岡町12.6％・大熊町2.7％・浪江町9.1％・川内村81.3％・葛尾村30.6％・飯館村28.3％です。2020年３月４日に一部地域で避難指示が解除された双葉町は０％で、人が暮らせるようになるのは2022年春以降となっています。復興庁と各自治体が避難世帯向けに実施した2019年度の調査では、双葉町や浪江町では５割以上の方が「戻らない」と回答しています。多くの方がすでに避難先に持ち家を所有し定住している現状があり、人口減少の一途をたどっています。

避難の長期化は、生活基盤の移転をもたらし、若い世代ほど帰還を断念する割合が高いと言えます。帰還先での生業の確保が困難な上に、何よりも子どもたちの被曝への不安により帰還を断念し、避難先での生活を選択する人々が多いのが現実です。帰還しても事故前と同じようなコミュニティの再建は事実上不可能な現状で、事故によって、多くの人々の人生が変貌してしまいました。

原水禁は、事故当初から、一般公衆の被曝限度１mSv/年の遵守を基本に避難者支援と除染の実施を求め、被害者それぞれの選択に対応する支援の確立を要求してきました。子どもたちを避難させる、家族で避難する、県外での生活を選択する、県内の生活に戻る、それぞれにさまざまな選択があり、さまざまな選択が成立するよう支援することこそが、国の役割であることは明らかです。国の施策として原発の建設・運転が進められ、そこで取り返しのつかない事故を起こした責任を、国がはっきり認め、責任ある施策をとるべきです。健康と生活を守るための放射線防護や健康管理、生活支援を、国の責任の下でしっかりと行うことが基本です。「福島原発子ども被災者支援法」の第２条２項には「被災者一人一人が第８条第１項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と記載されています。安倍前政権とその安倍前政権を継承する菅政権が進めている原発事故被害者への帰還の押しつけと支援策の切り捨ては、この考え方を根底から否定するものです。

一般公衆の被曝限度の20倍もの20mSv/年基準で、政府が線引きした避難指示区域外からの自主避難者は、2017年３月の住宅無償提供の終了以降、国や福島県からは全く支援されず、住宅を追い立てられた多くの家庭が生活困難に陥っています。このような状況で、山形県などでは、提供住宅に住み続けたいと願う自主避難者に、住宅の明け渡しを求めて住宅を管理する独立行政法人が裁判に訴えるということも起こりました。国や県のこのような姿勢は、避難者に対して「勝手に逃げた」「風評被害を広める」などの誹謗中傷をもたらすこととなっています。避難するかしないかなどの、それぞれの選択を認めない姿勢が、被害者の間に分断と差別をつくり出しています。国は、原発事故を起こした上に、このような被害者の苦況をつくり出してきたことの責任を取るべきです。

また、原発事故から10年を前にした2021年３月９日、東電の小早川智明社長は、事故について改めて謝罪したうえで「賠償・廃炉費用の捻出や電気の安定供給のためにも、『一定量の原発利用が必要だ』」とマスコミへの取材に答えました。福島県民は、原発事故で被害を受けました。その補償には原発を動かさなくてはならない。東電はどのように考えているのか。怒りがこみ上げてきます。私たちは、国と東電の責任をきびしく問い、事故被害者の健康と命、生活を守るための施策を求めて運動を強めなければなりません。

（11）子どもをはじめ、事故被害者の健康と命、生活を守れ

福島県は「県民健康調査」において、福島原発事故当時、概ね18歳以下であった子どもたちに甲状腺（超音波）検査を実施してきました。

2021年５月17日、福島県は県民健康調査における甲状腺検査状況【2020年９月末時点】を発表しました。それによると、213人（2020年３月末より14人増）が甲状腺がんと診断され、甲状腺がんの疑いも含めると256人（同15人増）になったことを明らかにしました。原発事故によって放射性ヨウ素が放出され、福島県をはじめ広範囲の住民が、放射性プルームの正確な情報も知らされずに甲状腺被曝し、甲状腺がんをはじめとする健康リスクに曝されました。事故がなければ、約30万人もの福島県の子どもたちが、このような甲状腺検査を受ける必要はありませんでした。このような状況をふまえ、国は事故を起こし、人々を被曝させた責任を認め、少なくとも県民健康調査で甲状腺がん・甲状腺がんの疑いと診断された全ての人について「事故による健康被害者」として認め、生涯にわたる医療支援、精神的ケア、生活・経済支援等を行うべきです。

2019年６月３日、専門家で構成する「福島県県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会」は、「先行検査における甲状腺がん発見率は、わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの罹患統計などから推計される有病率に比べて、数十倍高かった。本格検査（検査２回目）における甲状腺がん発見率は、先行検査よりもやや低いものの、依然として数十倍高かった」としながら、その原因に言及することなく、個人の甲状腺被曝量調査・推計も行わず、国連放射線影響科学委員会（UNSCEAR）で公表された推計甲状腺吸収線量を用いて、線量と甲状腺がん発見率に明らかな関連はみられなかったとし「現時点において、甲状腺検査本格検査（検査２回目）で発見された甲状腺がんと放射線被曝の間の関連は認められない」と結論づけています。専門家による安易な評価は、マスメディアを通じてあたかも断定的な結論であるかのように喧伝されています。甲状腺検査評価部会は、他方で「今後の評価の視点について」のなかで「将来的には、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いて、交絡因子等を調整した症例対照研究や前向き研究として、線量と甲状腺罹患率との関連を検討する必要がある」としています。やはり現時点では「甲状腺がんと放射線被曝間の関連は認められない」と結論づけることには、大きな問題があると言わざるを得ません。

一方、2021年３月９日、UNSCEARは、福島原発事故の被曝による健康影響を評価した報告書を2014年以来約６年ぶりに公表しました。今回、最新の知見を反映して福島県民らの被曝線量を再推計し、前回の値を下方修正しました。これまで県民に被曝の影響によるがんの増加は報告されておらず、今後もがんの増加が確認される可能性は低いと評価しました。UNSCEARは「福島の2014年報告書では、データ不足のため、実際には流通していない汚染食品を食べたと仮定するなどとして県民らの被曝線量を推計した。今回は、事故後に流通した食品の放射能の実測値など2019年末までに入手できた新しいデータを取り込み、実態に近い推計をめざした。その結果、事故後１年間の甲状腺への平均被曝線量は、福島県全体の１歳で1.2～30mSv、10歳は１～22mSvと、2014年の推計値の半分以下になった。2014年は、80mSv近く被曝した子が大勢『がんの増加が統計的に確認される可能性がある』と評価していたが、今回は『放射線による健康影響が確認される可能性は低いとした』」としています。また、2011年６月から福島県が続けている県民健康調査で、事故時18歳以下の子らを対象にした甲状腺検査で251人が甲状腺がんか疑いと診断されたことについて、「被曝の影響ではなく、高感度の超音波検査によって『生涯発症しないがんを見つけた過剰診断の可能性がある』と指摘しています。

2015年７月から福島県で「19歳以上の甲状腺医療費支援」（甲状腺調査サポート事業）が始まりました。2021年５月17日に開催された「県民健康調査検討委員会」の第41回会合における報告によると、2015年の事業開始から2021年３月末までの約６年間に医療費の交付を受けたのは実人数358人（のべ603件）で、前年公表時【2020年５月25日】より実人数は44人増えています。また、手術費用の交付を受けた人も25人増加し、６年間では143人となり、うち６人が再手術費用の交付を受けています。甲状腺調査サポート事業は福島県と全国の運動が繋がって実現させた、事故後初めての国による被害者への「医療支援」です。さらに「診療情報提供」を支援の条件としないこと（「診療情報提供」を条件としているにもかかわらず、今のところ、県は収集した「情報」の集計や解析すら行っていません）、手続きの簡素化、償還払いでなく現物給付にすること（窓口での支払を不要にする）、生涯にわたる支援の継続、甲状腺検査に関する「健康手帳」の交付など、施策の改善を国と県に対して求める取り組みが続けられています。人々の要望を受けて、福島県は2019年末にサポート事業の対象となる医療機関の拡大を決めました。しかし、その他の改善要望については未だに「関係機関と調整中」として実現を怠っています。私たちは、これまでの運動の成果と力を、さらに充実した支援の早期実現につないでいかなければなりません。

（12）事故から10年　人権守り、生涯にわたる健康・生活の保障を求めよう

2019年12月20日、政府は「復興・創生期間」は10年を以て終了するとし「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興の基本方針」）を閣議決定し、施策を進めるため「復興庁設置等の一部を改正する法律」が2020年６月に成立しました。復興の基本方針は、震災・事故後の「復興」政策を総括し、10年以降の施策の方向性を示したものでした。2021年３月９日、政府は、2021年度からの新たな「復興の基本方針」を閣議決定しました。それによると、①復興庁の設置期間を2031年まで10年間延長する、②2021年度から５年間の「第２期復興・創生期間」の事業費を1.6兆円程度とする、③地震と津波の被災地では、心のケアや地域社会の形成を支援する、④東京電力福島第一原子力発電所の事故の被災地では、避難指示が解除された地域への帰還や移住を促進し、国際的な教育研究拠点を整備する、などとしています。また、原則として立ち入りが制限されている原発周辺の帰還困難区域のうち、避難指示解除の見通しが立っていない地域について、地元の課題や要望を丁寧に聞きながら、今後の方針の検討を加速化するとしています。一方、福島第一原発で増え続けているトリチウムなどの放射性物質を含む水の処分については、先送りできない課題だとして、風評対策も含め、適切なタイミングで結論を出すとしました。2011～2020年度（10年間）の「復興・創生期間」の総事業費が約31兆3,000億円だったのに対し、2021～2025年度（５年間）の「第２期復興・創生期間」の総事業費は約１兆6,000億円としました。しかし本来なら総括の大前提となるべき、国策で進めた原発の重大事故によって多大な被害を招いたことへの責任と反省は、一切述べられていません。そして、事故収束、環境再生、帰還、産業の再建、等が、事故後「国が前面に立って」「着実に進んでいる」かのように記され、被害者の現実の生活や苦悩とはかけ離れた内容です。このことは「復興・創生期間」と「第２期復興・創生期間」の総事業費の違いに表れています

事故後の１～２年、浪江町などは、自治体として住民に「健康手帳」を配布しました。そして、2012年６月、浪江町・双葉町は、無料の健診・医療、長期的な健康確保のための諸手当の支給、「放射線健康管理手帳」の交付、など「原爆被爆者健康手帳と同等の法整備」の要請を国に求めました。

福島原発事故被災地では、健康不安や生活不安、原発への不安などについて、公に語ることが憚れるような雰囲気が広がっています。国やマスコミの「復興宣伝」の中で不安を口にすることが、あたかも「風評被害を広げる」かのような雰囲気がつくり出されています。政府の一方的な避難指示区域の線引きによる分断や東電による「裁判外紛争解決手続き（ADR）の和解案拒否や賠償レベルの差別化がそれを助長しています。被曝の影響は生涯にわたり健康被害は何時起こるか分かりませんし、たとえ低線量被曝でも線量に応じた健康リスクがあります。福島原発事故では福島と周辺県の約400万人の人々が、はじめの１年間だけでも法令で守られるべき一般公衆の被曝限度１mSv/年を超える追加被曝を強いられ、20mSv/年の基準で避難指示が解除された後に故郷に帰還した人々は、１mSv/年をはるかに超える被曝を強いられています。自らの瑕疵なくして被曝を強いられ、人権を侵害された人々が、健康を守るための施策を国に求めることは当然の権利です。国の責任で「健康手帳」（無料の健診と医療、生活保障などの権利を伴う「手帳」）の交付など、より包括的な国の医療・生活支援策を求める声を結集し、具体的な運動へと発展させていくことが重要です。

（13）原発事故を省みることなく放射線を語るな

政府の福島原発事故の基本姿勢は、現在も過去も、放射線による健康被害はなく、「風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている主な要因は、放射線に関する正しい知識や福島県における食品中の放射性物質に関する検査結果、福島の復興の現状等の周知不足と考えられる」とするものです。「風評払拭・リスク・コミュニケーション強化戦略」の中で、健康影響への評価については、①放射線はその有無ではなく、量的に考える必要があること、②現在、福島県では放射線の安全性が確保されていること、③世界で最も厳しい水準の放射性物質に関する基準の設定や検査の徹底により、福島県産食品及び飲料水の安全は確保されていること、等を発信し、個々人の安心感の醸成にしっかりとつなげていくことに留意する必要があるとしています。その主張を基本に、復興庁はパンフレット「放射線のホント」を配布し、ネット上でも公開しました。また、2018年10月より文部科学省は「放射線副読本」を全国の小・中・高校の全児童・生徒分を各校に配布しています。このパンフレットは、福島原発事故の被害の重大性を隠し、放射線被曝の影響を過小に評価し、決して福島原発事故の真実をしっかりと捉えるものになっていません。国民の間にも、専門家の間にもきびしい意見対立のあるこのような問題を学校教育に押し付けることは、教育の中立性、子どもの人権の観点からも許されません。「放射線のホント」「放射線副読本」の撤回を求める運動が各地で取り組まれています。運動のさらなる強化が求められます。

原発事故は未だ収束しておらず、溶融した燃料は手つかず、汚染水は溜まり続けています。山野においては除染も手つかずの状態で放置され、生活の場の近辺にも除染土や除染ゴミが仮置きされています。事故や天災などにより再び放射性物質が飛散する可能性は否定できません。

（14）東電はADRの和解案を尊重し、「清算産条項」「完全清算条項」は廃止しろ

東電は、当初、原発事故被害者に対して、早急な補償の実現のために「裁判外紛争解決手続き（ADR）の和解案は尊重する」としていました。しかし、浪江町の集団ADR申し立て、飯舘村村民のADR申し立てなど、に対して、東電は「20mSv/年程度の被曝の危険性は証明されていない」「精神的賠償は既存の金額で十分」などと主張し、和解案を拒否する姿勢に終始しました。2019年12月19日には、相馬市玉野地区の139世帯419人が慰謝料増額を求めたADRを、東電は和解案を複数回拒否し、国の原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）は和解手続きを打ち切りました。東電のADR和解拒否が続いている問題を重く見た所管官庁の文科省は、2020年3月26日、東電に対して和解仲介案の尊重を求めました。しかし2020年4月にも東電は、福島市大波地区と伊達市霊山町雪内、谷津地区の409世帯1,241人が損害賠償を求めたADRにおいて２回に渡って和解案を拒否し、国のセンターは仲介手続きを打ち切りました。

一方、2020年12月、和解を仲介する国の原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）は、東電が和解の条件として「今後の請求権の放棄を求めるケースが2018年以降増えている」と発表しました。発表によれば、被災者が今後一切の異議申し立てをしないことを条件として、東電との間に和解が成立するケースが2018年以降相次いでいます。この条件は「清算条項」と呼ばれ、一般的には、和解した損害項目について、後から新たな損害が見つかっても、東電に請求できません。東電によると、清算条項付きの和解成立件数は、2012年101件、2013～2017年（５年間）で合計14件、2018年54件、2019年42件と、2018年以降再び増加しています。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ADR申し立て件数自体が減少し９件【2020年６月末時点】でした。また、和解した損害項目以外でも追加賠償を請求できなくなる「完全清算条項」付きの和解も同様に増加しています。2012～2017年（６年間）は合計７件でしたが、2018～2020年６月（２年６ヶ月間）は合計43件でした。

　　　100件以上のADR交渉を担当してきた相馬市の平岡路子弁護士は「交渉が長期化し、解決のために清算条項を飲まざるを得ない現実がある」と指摘し「被災者の立場を下に見た条項で、撤回すべきだ」と清算条項を批判しています。また、原発事故の賠償に詳しい大阪市立大学の除本理史教授は「賠償を収束させたい国と東電の姿勢の表れ」と指摘しています。東電がこれまで支払った賠償金は10兆0,235億円に膨れています。国が賠償の原資を東電に貸し付け、将来的には電気代への転嫁とともに、国民負担につながります。除本教授によると「営業損害や農林業の一括賠償の打ち切りや集団ADRの和解拒否など、賠償総額を抑える流れが2015年前後から顕著に現れ出した。清算条項の『復活』も、その一つだ」とのことです。

被害者は、十分な補償を受けられないことから、満足できる補償と支援を求める訴訟を全国各地で起こしています。多くの場合、原告側が勝訴し、東京電力に賠償を命じる判決が出ています。事故の責任を明確にせず放射能被害を認めない国と東電の姿勢が、全国各地での訴訟につながっていると考えられます。事実上国有化されている東電がこのような姿勢をとり続けられるのは、政府がそれを容認し、東電の破産処理を回避して東電を救済し続け、放射線被曝を住民に強要する政策をとっているからであり、政府の責任でもあります。東電にADRを尊重させるためにも、東京電力と政府の事故責任を徹底追及することが重要です。

（15）事故の責任はどこに

検察庁が２度にわたって不起訴にし、検察審査会が強制起訴に踏み切った「福島原発刑事訴訟」は、2017年６月30日、初公判がスタートし、東電元幹部３人の刑事責任を追及してきました。元幹部３人は、事故の原因は予想を超えた津波による自然災害にあるとして、一貫して責任を否定してきました。しかし、裁判では建設の基準である想定を上回る津波予想を無視した経営者の姿が浮かび上がってきました。2019年９月19日の判決は「三陸から房総沖のどこでも巨大地震が起こりうる」とした長期評価を「取り入れるべき知見との評価を一般に受け入れていたわけではない」として、その信頼性や具体性を否定し、当時の原子炉等規制法が求めていたレベルは「合理的に予測される自然災害を想定した安全性」だとして、東電旧経営陣に運転を止める義務はなかったと結論づけました。

2021年５月27日および７月６日、東電が、巨額の損失を出したのは安全対策を怠ったためだとして、東電の株主が旧経営陣に損害賠償を求めた株主代表訴訟の口頭弁論が、東京地裁で行われました。証人尋問で、津波対策の実質的責任者だった武藤栄元副社長は、大津波への対策を見送った判断について「合理的だった」と述べました。勝俣恒久元会長は、原発に大きな津波はこないと思っていたと述べたうえで、国の地震調査研究推進本部の「長期評価」や、巨大な津波が押し寄せる可能性があるとした想定などについて「知らなかった」と繰り返しました。また、清水正孝元社長は、福島第一原発事故の前に、津波に関して安全性に危惧があるという報告や説明を受けたことはないと述べました。東電幹部の責任逃れを許してはなりません。

（16）ずさんな体制の東京電力に原発運営を続ける資格はない

　　　2021年２月13日、東北・関東地方を襲った最大震度６強の地震の際、東電福島原発の地震計が４ヶ月以上前に撤去されていたことが判明しました。福島第一廃炉推進カンパニーの小野明最高責任者によると「３号機原子炉建屋に設置したはずの地震計が、故障で撤去されたままでした。２台設置された地震計は、2020年７月に溜まり水につかって１台が故障。もう１台も10月には使えなくなっていました。」とのことです。しかも、このことを最高責任者が知ったのが、地震後の２月19日だったということです。もともと、１～４号機に原子炉緊急停止判断用の地震計がありましたが、2011年３月11日の津波と原発事故で使用不能になりました。2020年４月、東電は、水素爆発で損傷した３号機建屋の揺れ具合を把握するため、先の地震計２台を設置しましたが、結局、揺れ具合を把握するための貴重なデータは全く取れていませんでした。

　　　また、今回の地震後、燃料デブリが残る１・３号機の原子炉格納容器で水位が低下しました。これは、原発事故時にできた損傷部分が広がったとみられています。さらに、汚染水を保管しているタンクのうち53基のタンク位置が最大19cmずれました。万が一、タンク同士をつなぐ配管が外れることがあれば、汚染水が大量に漏れる恐れがありました。東電は「2019年度から年に１度ほど、１～３号機建屋の外観を目視で点検している。建屋内は事故直後にロボット調査をしただけで、ほとんど分かっていない。2021年４月以降に、人が入っての点検をめざしていて、実現すれば対策強化につながる」としています。しかし、作業担当者の被曝線量を抑えることは必須であり、手法や頻度は、まだまだ検討段階で、実現可能かもわからない状況です。デブリが残り、格納容器内が極めて高濃度の放射性物質に汚染されている１～３号機の原子炉設備を点検することですら、困難を極めています。2021年２月末時点で、３・４号機の使用済み核燃料の取り出しはすべて終わりましたが、１・２号機からの使用済み核燃料取り出しや１～３号機からのデブリの取り出しも、現場の安全確保が最優先です。原発事故を知るベテラン社員が減り、現場で日々働いている作業員からは「東電は緊張感が緩んでいる」との声もあがっています。

　　　４月８日、東電は、福島第一原発敷地内に保管している放射性廃棄物が入ったコンテナの管理について、原発事故から１年間は内容物を記録していなかったと発表しました。その後記録を取り始めてからも2017年11月までは、どのコンテナに何を入れたのかが照合できない状態でした。ずさんな管理が６年８ヶ月続いたため、保管しているコンテナ８万5,469基のうち4,011基は、中身がわからない状態であることが判明しました。また、７月８日、東電は、福島第一原発敷地内の排水溝で、同月７日夜に放射能濃度が急上昇していたことを発表しました。近くに天板のずれた汚染土壌入りの金属容器２個が見つかり、この容器内から雨水があふれ出ていたことが判明し、すでに汚れた水が海に流出した可能性があります。東電によると、天板のずれた金属容器２個の中に溜まっていた雨水の放射能濃度は、それぞれ７万9,000Bq/ℓと３万3,000 Bq/ℓ。汚染土壌はフレコンバッグに詰められており、2015年12月以前に容器に封入されことはわかっていますが、今回の天板がずれた時期や原因は不明とのことです。

　東電柏崎刈羽原発（新潟県柏崎市）の全７基は、2012年３月26日に６号機が定期検査のために停止してから９年以上稼働していません。２～４号機の３基にいたっては、2007年７月の中越沖地震での緊急停止後、一度も稼働せず、停止期間は2021年で14年を超える異例の事態です。このような中、東電は７号機の再稼働に向けて、必要な検査を2021年４月に完了する計画で、2020年10月には、規制委員会の審査が全て終了しました。しかし、その柏崎刈羽原発での不祥事が相次ぎました。2020年９月、柏崎刈羽原発に勤務する社員が、他の社員のIDカードを使って、原発建屋内の中央制御室に入っていました。同月中に原子力規制庁に報告はしましたが、公表はしていませんでした。また、2021年２月12日、同原発７号機の安全対策工事が終了したと発表しましたが、同月27日に、実際は一部工事が完了していなかったことを公表しました。その後、東電は総点検をし、６月10日、東電は、原子炉建屋の壁にケーブルなどを入れる配管を通す際、貫通部72ヶ所の周辺に耐火材を取り付けていなかったことを含め、審査に沿って実施すべき安全対策工事のうち、89ヶ所でやっていないにもかかわらず実施済みと判断していたことを発表しました。総点検は終わっておらず、対策工事をしていない所はさらに増える可能性があります。

2021年３月16日、規制委員会は、東電柏崎刈羽原発で「核物質防護のための設備が複数箇所で機能を喪失していた」と発表しました。また、これについて「安全確保の機能または性能への影響が大きい水準」とする「赤」の暫定評価をまとめました。「赤」は４段階評価のうち最も深刻なレベルで、規制委員会が示したのは初めてで、テロリストの侵入など重大な事態になり得るおそれがあったと判断しました。規制委員会によると「2020年３月以降、柏崎刈羽原発は、不正侵入を検知する装置が16ケ所故障し、そのうち10ケ所は30日以上検知できない状態が続いていた。2021年１月以降、東電から複数回にわたって報告があり、規制委員会が２月に検査をして判明した」とのことです。翌17日、規制委員会の更田豊志委員長は、参議院予算委員会において、柏崎刈羽原発の核物質防護不備を受け、再稼働の条件として了承済みの保安規定の再審査の可能性に言及しました。そして、同月24日、規制員会は、定例会において、原子炉等規制法に基づき、同原発内の核燃料の移動を禁じる是正措置命令を出す方針を決めました。事実上、同原発は運転禁止状態となります。是正措置命令は、2012年の規制委員会発足以来２例目です。2013年には、高速増殖原型炉もんじゅでの多数の機器点検漏れをめぐり、日本原子力研究開発機構に無期限の運転停止を命じました。その後、もんじゅは廃炉となりました。また、規制委員会は、東電に対し、行政処分とは別に９月23日までに再発防止策などの報告も求めました。規制委員会は報告を受けた後、延べ2,000時間の追加検査を行い、東電の改善策などを確認するとしています。追加検査は１年以上かかるとみられています。４月14日、規制委員会は、東電柏崎刈羽原発の事実上の運転禁止命令の発出を正式決定しました。これにより、東電は新燃料の搬入や原子炉への燃料装填などができなくなりました。

このように次々と不祥事が発覚する東電のずさんな体制は、原発事故から10年間続いてきたと言わざるを得ません。こんなずさんな東電に原発運営を続ける資格はありません。

２．原発の再稼働を許すな

（１）原発の再稼働を許すな

2011年３月11日、福島原発事故が起きた時、日本には59基の原発（もんじゅ・ふげんを含む）がありました。2013年の時点で、廃止・解体中のものが８基、地震により停止のものが14基、政府の要請により停止のものが３基、故障中のものが４基、定期検査に入ったままのものが28基、一時稼働していたが定期検査に入り停止のものが２基となりました。2013年９月２日に関西電力大飯原発３号機が、同月15日に同４号機が、定期検査のため停止して以降、2015年８月12日に九州電力川内原発２号機が再稼働するまでの約１年11ヶ月間、稼働している原発は「ゼロ」でした。

その後、政府は、原発推進政策を強引に進め、原発の再稼働を強行してきました。59基の原発のうち、廃炉準備中および廃炉が決まったものが26基（もんじゅ・ふげんを含む）です。残りの33基のうち、14原発25基と建設中の島根原発３号機と大間原発２基が安全審査を申請しました【2021年６月現在】。合格証にあたる「審査書」が認可されたのは、川内原発２基・高浜原発４基・美浜原発１基・伊方原発１基・玄海原発２基・大飯原発２基・柏崎刈羽原発２基・東海第二原発１基・女川原発１基の合計16基です。

そして、福島原発事故からちょうど10年が経過した2021年３月11日現在、実際に稼働している原発は、関西電力大飯原発４号機と高浜原発３号機、九州電力玄海原発３号機と川内原発１・２号機の５基です。また、定期検査で停止中の原発は、関西電力大飯原発３号機と高浜原発４号機、四国電力伊方原発３号機と玄海原発４号機の４基です。

６月23日、規制委員会は、中国電力・島根原発２号機について、再稼働の前提となる審査書案を了承し、事実上の合格が内定したことを発表しました。これで、審査に合格した原発は全国で10原発17基となりました。

７月３日、関西電力大飯原発３号機は再稼働し、同月５日、発電・送電を開始しました。今後は、同月30日に本格運転を再開する予定です。すでに、高浜原発４号機は、５月から本格運転に入っていますので、これにより、福井県内では、約10年ぶりに５基（大飯原発３・４号機、高浜原発３・４号機、美浜原発３号機）が同時に発電する状態になりました。

2019年９月30日、福島第二原発全４基の廃炉が決定され、福島県民が求めてきた「原発のない福島」が現実のものとなりつつあります。2021年４月28日、規制委員会は、東電福島第二原発全４基の廃止措置（廃炉）計画を認可しました。廃炉作業は４段階に分かれ、第１段階（10年）で除染など、第２段階（12年）で発電機タービンなど周辺設備の撤去、第３段階（11年）で原子炉本体などの撤去、第４段階（11年）で原子炉建屋などの撤去、という手順で2064年度完了をめざすとされています。東電は、解体費用を約2,822億円と算定していて、この他に、使用済み核燃料の処理費用などがかかる見通しです。６月16日、福島県と立地町の楢葉・富岡両町は、廃炉計画に同意し、同月23日、東電は廃炉作業に着手しました。

福島原発事故から10年が経過した今、原発の時代は終焉に向かって進んでいるといってよい状況です。それを確実なものにするため、再稼働を阻止する闘いがかつてなく重要になっています。

福島第一原発事故が示すように、原発の過酷事故は、地元はもとより非常に広範囲にわたって多大な被害を及ぼします。原発が集中する地域では、地震や津波などによって同時にまたは連鎖的に複数の原発で事故が起きることも予想されます。「新規制基準に適合したからといっても、安全とは言えない」と、田中俊一前原子力規制委員長は繰り返し表明していました。また、2019年11月13日、更田豊志原子力規制委員長は、定例記者会見において「どんなに備えても事故はあると考えるのが基本。原発が安全とは絶対言わない」と述べました。原発の安全性を監督する官庁の責任者が安全を保証できないのであれば、運転を認めるべきではありません。

2020年11月11日から12月18日にNHKが行った世論調査によれば、「国内にある原発を今後どうするべきか」について、「増やすべきだ」３％、「現状を維持すべきだ」29％、「減らすべきだ」50％、「すべて廃止すべきだ」17％でした。

電力11社の福島第一原発事故後の原発への安全対策費の合計は、少なくとも約５兆2,376億円（前年比約1,632億円増）【2020年８月時点】と報じられました。まだ費用を計上できていない原発も多く、安全対策費の総額は、さらに増える見込みです。これらは、原発コストに大きく跳ね返っており、原発の生む電力が、市場経済での競争力を失いつつあることは明確で、電源別の発電コストで原発を最安とした政府の評価の前提が揺らいでいます。そのほかにも住民避難の課題、住民合意の課題、使用済核燃料の処分や原発の廃炉、破綻した核燃料サイクル計画など課題は山積しています。

（２）崩れつつある「原則40年」ルール

2012年以前は、運転期間に明確な定めはなく、30年目・40年目に国の審査を受け、問題がなければ継続運転も可能でした。

2012年２月、細野豪志原発事故担当大臣（当時）は、参議院予算委員会で、原子炉の圧力容器内において核分裂で出る中性子が当たって劣化がすすむことを挙げ「ほとんどの原子炉は想定年数を40年として申請している」と答弁し、同年６月、原子炉等規制法が改正され「原則40年、１回に限り最長で延長20年」ルールが規定されました。「原則40年ルール」では、審査を担当する規制委員会が認めれば１回に限って「最長20年」の延長が可能となりますが、一方で、規制委員会・田中俊一委員長（当時）が「延長は相当困難」と述べるなど、あくまでも「例外規定」と見なされてきました。しかしながら、2016年２月、高浜原発１・２号機が安全審査に事実上合格した際の記者会見で、田中委員長は「40年超原発も費用をかければ技術的な点は克服できる」と述べ、「延長は相当困難」発言を一転させ、その後、規制委員会は40年超の運転延長を認めました。

全国では廃炉が決まった原発を除き、運転開始から40年を超え老朽化している原発は４基（東海第二原発・42年、美浜原発３号機・44年、高浜原発１号機・46年、高浜原発２号機・45年）あります【2021年４月25日現在】。

日本原子力発電（原電）の東海第二原発は、規制委員会の審査が終了し運転延長が許可されています。しかし、地元東海村を含めた６市町村の事前了解は得られておらず30km圏内の住民94万人の避難計画も策定されず、再稼働にはいたっていません。原電は、原発専業の企業であり福島原発事故以降発電事業はゼロにもかかわらず、電力各社から「基本料金」として約１兆円を受け取ってきました。しかし、老朽原発東海第二の安全対策などで深刻な資金不足に陥っており、東京電力は2,200億円という原電への資金援助を決定しています。福島第一原発事故の収束費用もままならず、国や電力消費者からの援助を受けている東電が、原発存続のために他社の費用負担を行うことは、市民の理解を超えており、許されるものではありません。原発立地点と都市部の連係した闘いで原発の再稼働を阻止しなければなりません。

さらに、関西電力美浜原発３号機と高浜原発１・２号機（以下「３基」）は、再稼働に向け、2021年２月１日に高浜町長が、同月15日に美浜町長が、それぞれの原発再稼働を認めました。一方、杉本達治福井県知事は、使用済み核燃料の福井県外での中間貯蔵先の提示を同意の条件としました。この条件に対して、電気事業連合会（電事連）と国は、関西電力の救済を主な目的として、青森県むつ市にある東電と原電が共同出資した中間貯蔵施設に、２社以外の電力会社の使用済み核燃料を受け入れるよう要請しました。しかし、地元の三村申吾青森県知事と宮下宗一郎むつ市長は、反対の姿勢を示しました。このような中、関西電力は、2023年末までに、使用済み核燃料の中間貯蔵施設について、福井県外候補地を確定することを明言したことで、杉本福井県知事は「前提条件をクリアした」として老朽原発の再稼働議論への着手を容認しました。４月６日、杉本福井県知事は、運転開始から40年を超えた原発１ヶ所あたり最大25億円が国から県に交付されると明らかにしました。同月９日、福井県原子力安全専門委員会は、３基について、関西電力が実施したハード・ソフト両面の安全対策は評価できるとする報告書案を大筋で了承しました。同月23日、福井県議会は、３基について再稼働を前提として国への要望をまとめた意見書を賛成多数で可決し、再稼働を事実上容認しました。これを受け、同月28日、杉本福井県知事は再稼働に同意することを表明しました。５月12日、関西電力は、運転開始から40年超の３基のうち、６月下旬に美浜原発３号機を再稼働させる工程を正式に発表しました。これを受け、５月20日から23日、美浜原発３号機は、2011年５月以来10年ぶりに、原子炉に核燃料を装塡する作業（157体の燃料集合体を原子炉に挿入）が行われ、６月23日再稼働し、同月29日に発電・送電を開始しました。今後は、７月27日から営業運転に入る予定ですが、特重施設の完成が期限の10月25日に間に合わないことが発表されていますので、約４ヶ月後の10月23日に再び停止することになります。一方、高浜原発１号機については、規制委員会が営業運転に入るのが不可能な日程で再稼働前の検査を行うことに難色を示したため、当面の再稼働を断念しました。高浜原発２号機は、再稼働に必要な事故対策工事が完了していないため、再稼働の見通しは立っていません。

日本の原発として前例のない、40年を超え老朽化している３基の再稼働は「原則40年ルール」の下で初です。このことは「40年ルール」をなし崩しにするだけではなく、政府が掲げる「脱炭素社会」「地球温暖化対策」の実現を名目に、今後あたり前になる可能性が高いと言えます。「40年ルール」制定時の細野豪志原発事故担当大臣は「40年という期限が来たら、基本的に廃炉にする。延長を認めるのは極めて例外的なケース」と強調していましたが、ルール制定後わずか10年で、原則は崩れつつあります。

一方、運転開始後40年に達していない関西電力高浜原発３・４号機では、2018年から定期検査のたびに、蒸気発生器の細管損傷が見つかりました。関西電力は、異物混入が原因とみて、対策を講じてきましたが再発が続きました。2020年12月、細管の表面にできた鉄酸化物（スケール)がはがれてこすれたのが原因と判明しましたが、世界的にも前例のない現象で、検査でも金属片の危険性を見逃していました。大阪府立大学・長沢啓行名誉教授は「今までの想定で原発の検査をしても、未発見の現象は防げず、重大な劣化を見逃している可能性もある」と警鐘を鳴らしています。

さらに今後５年以内に５基（柏崎刈羽原発１号機、高浜原発３・４号機、川内原発１・２号機）が運転開始から40年を超えます。４月28日、九州電力の池辺和弘社長は、川内原発１・２号機について、40年を超える運転の延長申請に向けた手続きを始める意向を表明しました。これを受け、南日本新聞社が行った世論調査によると、川内原発１・２号機の40年超の延長について、賛成35.5％、反対59.7％となり、老朽化した原発を稼働し続けることへの不安が浮き彫りになりました。

（３）変わる司法、変わらない司法、そして変わらない政府

2020年12月４日、関西電力大飯原発３・４号機の耐震性を巡り、安全審査基準に適合するとした規制委員会の判断は誤りだとして、福井県など11府県の住民127人が設置許可の取り消しを求めた裁判で、大阪地裁（森鍵一裁判長）は、設置許可を取り消しました。地震による原発事故の懸念に目を向けた画期的な判断で、判決では、新規制基準に基づく規制委員会の判断には「看過しがたい、過誤・欠落がある」と、その誤りを強く糾弾し、国の安全審査に疑問を突きつけました。福島原発事故をふまえて策定された新規制基準の下で、初めての設置許可を取り消す司法判断でした。政府・規制委は、今回の司法の判断を重く受け止め、新規制基準下で許可を受け、稼働している原発を直ちに停止し、すべての原発の耐震性の見直しを行うとともに、地震や活断層の問題が指摘される危険な原発は直ちに廃炉とすべきです。

　　　2021年３月18日、四国電力伊方原発３号機（愛媛県伊方町）について広島高等裁判所（横溝邦彦裁判長）は、「原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害が発生する可能性が高いとはいえない」として、2020年１月の仮処分の判断を取り消し、運転を認める決定をしました。争点として、①原発の敷地近くに活断層があるかどうか、②約130km離れた熊本県の阿蘇山で巨大噴火が起きた場合の影響、などについて争われました。裁判長は、地震の揺れについて「海上探査の結果、原発の敷地の至近距離に活断層はないとした四国電力の評価に不合理な点はなく、南海トラフの地震による揺れの評価も不合理とは認められない」と指摘しました。また、阿蘇山の噴火については「今後数十年か100年程度の間の噴火の危険については、専門家の間でも意見が分かれ、現在の科学的見解では、原発の運転期間中に破局的噴火が発生する可能性が高いとはいえない」と指摘しました。そのうえで「原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害が発生する可能性が高いとはいえない」としました。原発周辺の活断層の危険性などを理由として運転を認めなかった初の司法判断（仮処分）は、わずか１年２ケ月で覆りました。2019年12月から、伊方原発３号機は、定期検査に入り運転を停止しています。四国電力は、原子力規制委員会の新規制基準で義務付けられたテロ対策施設の設置を定期検査と並行して進めています。今回の決定を受け、今後は10月末の再稼働、11月末の営業運転再開をめざして準備を急ぐとしています。一方、高門清彦伊方町長は「司法の判断なので町としてのコメントは差し控えたい」と話したうえで、「町の経済に関しては、原発が止まっていることのデメリットもあると思うが、それ以上に安全・安心が大前提だ。長期間にわたる運転停止で技術の習熟度という点で住民から不安の声もある。町としても細心の注意を求めていきたい」と述べています。

　　　同じく３月18日、原電が再稼働をめざす東海第二原発を巡り、11都府県の住民ら224人が、原電に運転差し止めを求めた訴訟の判決で、水戸地裁（前田英子裁判長）は、原発の半径30km圏に約94 万人が暮らすことを踏まえ「実効性ある避難計画や防災体制が整えられているというにはほど遠い状態で、人格権侵害の具体的危険がある」とし、「避難計画の不備を理由として運転を認めない」という画期的な判決を言い渡しました。東海第二原発は、2011年の東日本大震災の津波で被災し、自動停止したまま現在も止まっています。原電は再稼働に向けて、原発の事故対策工事を進めていますが、今回の判決が確定すれば、再稼働できなくなります。

　　　大飯原発の運転を差し止めた福井地裁判決（2015年４月）、高浜原発の運転を差し止めた福井地裁の仮処分決定（2015年４月）と大津地裁の仮処分決定（2016年３月）、伊方原発の運転を差し止めた広島高裁の仮処分決定（2017年12月と2020年１月の２回）、そして今回の大飯原発設置許可取り消しの大阪地裁判決（2020年12月）と東海第二原発の運転を差し止めた水戸地裁判決（2021年３月）など、福島原発事故以降、裁判所の考え方は明らかに変化しています。しかし、これらの判決や決定は、今回の広島高裁のように、高裁段階（高裁での仮処分決定の異議審での取消決定を含む）で取り消されてきました。絶対的安全を求めることは合理的ではなく、社会通念上ある程度のリスクは認められるとする判断も依然として続いています。

３．破綻した核燃料サイクル計画

（１）世界の懸念、日本のプルトニウム

2021年７月９日、内閣府は、最新のプルトニウム保有量を約46.1トン【2020年末時点・前年末より約0.6トン増】と公表しました。2018年７月に原子力委員会が改定したプルトニウムの利用指針において、保有量を減少させると明記した以降は、減少傾向でしたが、３年ぶりに増加に転じました。今回増加したのは、英国で核燃料から取り出されて保管していた分のうち、手続きの遅れから在庫に計上されていなかった約0.6トンが新たに加わったためとしています。国内保管分は約8.9トンで前年と変わらず、イギリスとフランスでの海外保管分が約37.2トンとなりました。

NPTに加盟する日本は、核兵器を保有しない国で唯一「核燃料サイクル計画」をエネルギー政策の基本に据えて、使用済み核燃料からプルトニウムを抽出する再処理を実施しています。核兵器に転用可能なプルトニウムに関しては、その利用計画をIAEAに報告・公表することになっています。原子力委員会は「『利用目的のないプルトニウムは持たない』との原則を示すとともに、プルトニウム管理状況の公表やプルトニウム利用計画の策定・公表など積極的な情報発信を進めている」としています。2018年７月、日米原子力協定改定に際して、米国は日本政府に対し、①プルトニウム保有上限量の策定、②削減策の公表、などを求めてきました。原子力委員会は 同月31日に「我が国のプルトニウム利用について」を策定し、「プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない」として、①必要以上生産しない、②プルトニウムの需給バランスを確保する、③海外保有分（英：約21トン、仏：約15トン）の着実な削減に取り組む、ことなどをあげています。しかし、2018年３月、「高速増殖炉もんじゅ」の廃炉が認可されたことでプルトニウム利用の将来が閉ざされました。「プルサーマル実施」をやめ、経済性がなく、原発重大事故の危険を高めるプルサーマルを即刻中止し、六ヶ所再処理工場を閉鎖すべきです。

　　　2020年12月17日、電事連加盟の10社のうち、沖縄電力を除く９社と日本原子力発電、電源開発の11社（以下「11社」）は、「資源の乏しいわが国において、将来にわたりエネルギーを安定的に確保していくためには、国内における原子燃料サイクルの確立は不可欠であり、東京電力福島第一原子力発電所事故後、原子力発電を取り巻く環境が変化している中においても、プルサーマルの重要性は変わるものではない」とし、新たなプルサーマル計画を公表しました。新たな計画において、①各社プルサーマルの早期かつ最大限の導入をめざすこと、②現在４基（関西電力高浜原発３・４号機、四国電力伊方原発３号機、九州電力玄海原発３号機）のプルサーマル原発を2030年度までに少なくとも12基以上に増やすこと、等の具体的なとりくみを示しました。さらに、2021年２月26日、11社は、六ケ所再処理工場およびMOX燃料工場の操業計画をふまえ、具体的なプルトニウムの利用場所・利用量等を示した新たなプルトニウム利用計画を公表しました。電気事業連合会は、これらのとりくみを通じ「利用目的のないプルトニウムを持たないという国の政策のもと、六ケ所再処理工場で回収されるプルトニウムだけでなく、海外に保有するプルトニウムも含め、確実に消費できるよう、プルサーマルの推進に最大限とりくんでいく」としています。

（２）行き詰まるプルトニウム利用

「もんじゅ」の廃炉決定によって、再処理したプルトニウム利用を基本に据える「核燃料サイクル計画」は行き詰まっています。高速炉計画の断念は、再処理工場の意義が一挙に失われ、「核燃料サイクル計画」の失敗を意味します。日本政府は、高速炉計画を継続させるために、世界で唯一とも言える高速炉計画であるフランスの「アストリッド（ASTRID）」計画に参画することを表明しました。しかし、2018年11月27日、フランス・マクロン政権は、電力量に占める原子力比率の75％から50％への引き下げ時期を2035年へ10年遅らせる一方、再生可能エネルギーへの投資を1.5倍へ増やし、2030年までに陸上風力５倍化・海上風力開発促進により、原子力から再生可能エネルギーの転換を加速させる方針を打ち出し「2020年代半ばまでにASTRID実機建設の可否を判断する」予定を撤回しました。2019年10月、フランス・原子力代替エネルギー庁（CEA）のジャック長官は「ASTRID建設断念」を表明しました。ウランが低価格で推移し、高速炉の実用化は経済性が見いだせないということが理由だとされています。日本政府は、この現実を真摯に受け止め、再処理・プルトニウム利用政策からの撤退を決定すべきです。

MOX燃料も、仏からの輸入MOX燃料費は、通常のウラン燃料費の10倍近く、国内調達（六ヶ所再処理工場やMOX燃料工場：2022年上期完工予定）ではその数倍にもなることが予想され、原発の発電コスト、売電価格に影響するのは必至です。プルトニウム利用が、市場経済の中で破綻していることは明らかになっています。原発再稼働阻止・プルサーマル阻止の闘いを再処理工場閉鎖の闘いと結びつけ、脱原発・脱プルトニウムに向けて前進しましょう。

（３）六ケ所再処理工場・MOX燃料加工工場の閉鎖を

2020年５月、規制委員会は、日本原燃の青森県六ケ所村にある使用済み核燃料再処理工場（六ケ所再処理工場）が新規制基準に適合していると認める「審査書案」を全会一致で了承し、その後、一般からの意見公募や経済産業大臣への意見照会などを経て、同年７月、規制委員会が、新規制基準に適合すると認める審査書を正式に決定し合格しました。８月21日、日本原燃（原燃）は、六ケ所再処理工場の完成時期について、安全対策方針を施設に反映させるために冷却塔の新設工事などの必要が生じるなどとして、延期は避けられないと判断し、それまで予定していた2021年度上期から、2022年度上期に延期すると県と村に報告しました。完成時期が延期されるのは25回目です。12月16日、原燃は、六ヶ所再処理工場について、2023年度から取り出しを開始できるとする暫定的な計画をまとめました。それによると、2022年度には過去に実施した試験操業で配管に残った廃液などを処理したうえで、2023年度に再処理を開始し、0.6トンのプルトニウムを取り出せるとしたほか、2024年度には1.4トン、2025年度には1.1トンの取り出しが可能としました。また、六ケ所再処理工場の隣に建設中のプルトニウムを利用して特殊な核燃料をつくる工場では、2025年度から燃料の加工を開始するとしました。実際に取り出すプルトニウムの量は、各電力会社の状況など総合的に判断して決めることになるとしています。

1993年、六ヶ所再処理工場は、建設工事に着工しましたが、ガラス固化体の加工工程でのトラブルが相次ぐなど、1997年の完工予定は25回の延期を経て現在2022年上期とされています。建設費は当初の約7,600億円から約２兆9,000億円と４倍近くに膨れあがり、総事業費も約14兆円に上ると予想されています。抽出したプルトニウムを利用するMOX加工工場の完工も2022年度上期に延期され、その建設費も当初の２倍、２兆3,000億円に上っています。これらの費用は、電力各社の持ち寄りとなっており、もとを正せば、消費者が支払う電力料金です。2022年上期などという完工予定は、実現不可能なものと言わざるを得ません。

また、2020年12月９日、規制委員会は、原燃が青森県六ケ所村に建設しているプルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料加工工場の安全対策が、新規制基準に適合するとして正式に「審査合格」としました。

MOX燃料加工工場は、2012年完成をめざしていましたが、六ヶ所再処理工場同様、延期が繰り返され、現在2022年上半期の完成となっています。MOX燃料加工工場は、六ヶ所再処理工場とともに核燃料サイクル政策の要の施設ですが、高速増殖原型炉もんじゅ（もんじゅ）の廃炉や六ヶ所再処理工場の完工延期など、核燃料サイクル政策は行き詰り、先行きは不透明です。国や電力会社は、MOX燃料を利用して「プルサーマル発電」を行おうとしていますが、福島原発事故以降、これまでに再稼働した原発９基のうち４基しか導入できていません。さらに実際に稼働しているのは現在２基だけです。

プルトニウム利用の中心であったもんじゅが廃炉となり、その後、連携を模索したフランスの高速炉開発も頓挫しました。結局、プルトニウム利用は、プルサーマル発電だけが残ることになりました。当初、16～18基としていた原発でのプルサーマル導入計画は、福島原発事故以降、原発の再稼働もきびしい中で進んでいません。日本は、使用済み核燃料の再処理にあたっては、核兵器に転用可能な余剰プルトニウムを持たないことを国際公約としており、核燃料サイクル計画を続ける限りその公約の実現は不可能です。

規制委員会の更田豊志委員長は「安全性や核拡散の観点から再処理工場で抽出したプルトニウムは、速やかにMOX燃料に加工することが必要だ」と述べ、再処理とMOX燃料加工を一体的に進めることを求めていますが、出口にあたるプルサーマル発電が進まない現状では、MOX燃料は消費されず、工場が計画通りに操業できる見込みは全く立ちません。さらにMOX燃料加工工場の建設費も当初の約1,200億円から約3,900億円と３倍以上に跳ね上がっています。六ヶ所再処理工場も当初約7,600億円だった建設費が約２兆9,000億円と４倍近くに膨れ上がっています。今後も核燃料サイクル計画にかかる費用は、歯止めなく膨らんでいくに違いありません。MOX燃料の需要が不透明で、工場の計画的稼働も見込まれない中で、莫大な建設費は、MOX燃料の価格を高騰させ、経済的合理性を失うこととなっています。巨額な投資は、電力料金に跳ね返ることは必死であり、高速炉開発に多額の税金が投入されたのと同様、市民の負担増は避けられません。

高速炉計画の破綻、経済的に利用価値のない高額なMOX燃料、原発以上の危険性と技術的困難性、今後も予想される建設費用の増大など、再処理を取り巻く状況はきびしく、将来の見通しは全く立っていません。六ヶ所再処理工場・MOX燃料加工工場の早期の計画断念・閉鎖を求めていきましょう。

福島原発事故以降、原子力発電や再処理事業を巡る環境は大きく変化しました。米国や英国、ドイツなどは既に核燃料サイクルから撤退し、世界の流れは脱原発へと大きく舵を切っています。国・電力会社は、核燃料サイクル政策の破綻を認め、原子力政策全体の根本的転換をはかることが必要で、これ以上の問題の先送りは許されません。

（４）高レベル放射性廃棄物問題

2002年から国は、高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）を「地層処分」するための処分施設を建設する自治体を公募してきましたが、応募したのは、2007年の高知県東洋町の１件でした。東洋町では、住民による反対運動が起き、応募は取り下げられました。それ以来、地層処分の候補地として手を挙げる自治体はなく、経済産業省資源エネルギー庁は、全国各地において、あらゆる地域の住民との知識の共有や対話の機会を模索していました。

2017年７月28日、経済産業省資源エネルギー庁は、核のゴミの最終処分場を選定するための「科学的特性マップ（適地マップ）」を公表しました。適地マップは、日本の65％にもおよぶ地域で地層処分が可能としており、８割の自治体が誘致可能となっています。放射能の半減期が２万4,000年ときわめて危険性の高いプルトニウムの地層処分が、地震国・火山国である日本において65％の地域で可能であるとする適地マップは、地層処分ありきで、受け入れ可能自治体の範囲を拡大しようとする意図さえ感じられました。

2020年10月８日、北海道寿都町・片岡春男町長が、翌９日、同じく北海道神恵内村・高橋昌幸村長が、選定の第一段階となる「文献調査」に応募する意向を相次いで表明しました。これを受け、11月中旬、実施主体の原子力発電環境整備機構（NUMO）は、両町村での文献調査（約２年間）をスタートさせました。2021年３月、NUMOは寿都町に現地事務所を開設し、４月14日、住民との対話の場を開催しました。この対話の場には、寿都町が一方的に人選した町議や産業団体の代表など20名のうち18名が参加しました。翌15日には、神恵内村でも住民との対話の場が開催され、18名（村が人選した住民14名とNUMOが公募した住民４名）が参加しました。

一方、文献調査を受け入れた両町村周辺の自治体では、受け入れ拒否条例制定の動きが見られ、2020年12月15日、寿都町の隣の島牧村が、2021年３月12日には積丹町が、同月16日には黒松内町が、６月９日にはせたな町が、それぞれ核のゴミの持ち込みを禁じる「核抜き条例」を制定しました。条例制定には、住民のはたらきかけがありました。地元住民によるとりくみの中で、「核のゴミを受け入れない」自治体の姿勢づくりが大切です。

2020年10月26日、原水禁は、両町村に「文献調査」への応募撤回を検討するよう申し入れました。その席で、寿都町・片岡町長は「『文献調査』と『概要調査』は一体と捉えているので、『文献調査』だけで終わるつもりはない。ここまではやらせてもらう。その先の『精密調査』については、住民投票など住民の意見を聞くことが必要だと考えている」と述べています。処分問題を、寿都町や神恵内村だけの問題にすることはできません。近隣の自治体や住民、関係団体の意見もふまえながら、国民的議論として結論を求めていかなくてはなりません。そのためには「脱原発」を国の方針として確立させ、もうこれ以上、高レベル放射性廃棄物などの核のごみを増やさないことが、一番重要です。このことを棚上げにしたまま、原発再稼働や六ヶ所再処理工場など核燃料サイクル計画を進め、新たに多くの核のごみを生みだすことは、そのツケを将来世代に回すもので許されません。

このような状況の中、2021年４月１日、カナダの公共放送CBCが、カナダで原子力発電所から出る核のゴミの処分場を建設し、日本などから受け入れる構想を民間レベルで検討していたことを報じました。報道によると、構想があったのは大西洋に面するニューファンドランド・ラブラドル州で、弁護士のジャン・クレティエン元首相（1993～2003年）や企業家らが携わり、日本をはじめ海外からの受け入れを想定しました。2020年４月には、日本の原子力産業の関係者と話し合う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により見送られたとのことです。ただし、同州のヒューレイ州首相は、クレティエン元首相から2020年夏に構想を聞かされ、拒否したことを明らかにし、実現の「可能性はゼロだ」と答えました。この報道を受け、同月５日、加藤勝信官房長官は「政府として使用済み燃料や高レベル放射性廃棄物の海外での処分を検討している事実は全くない。発生した国で処分されることを原則とする放射性廃棄物等安全条約に基づき国内で処分地を探す努力を積み重ねている」と述べました。

　　　また、核のゴミ最終処分場誘致問題は、北海道に限った課題ではありません。４月13日告示・18日投開票で行われた鹿児島県南大隅町長選挙は、核のゴミ最終処分場の誘致が争点になりました。３名の立候補者のうち１名は、人口減が止まらず、高齢化率が48.4％（2019年年齢別推計調査）と県内で最も顕著なことを引き合いに、過疎化解消の起爆剤として処分場誘致を打ち出し「処分場の文献調査受け入れで交付される20億円を町民１人当たり30万円の町内限定商品券にして配る」ことを公約に掲げました。同町は、国が処分場の適否を示した科学的特性マップで「最適地」に分類されていますが、2012年に「原子力関連施設を拒否する条例」を定めています。これまでも処分場誘致や福島第一原発事故の放射能汚染土受け入れが取り沙汰されましたが、当時の鹿児島県知事や住民の反対で立ち消えになっています。投票の結果、核のゴミ最終処分場の誘致に強く反対した候補が2,562票を獲得し当選し、同様に誘致に強く反対した別の候補が1,425票を得て次点となりました。「町民１人当たり30万円の商品券を配る」ことを公約に掲げた候補は687票で落選しました。地元住民による「核のゴミを受け入れない」姿勢が示されました。

（５）全国的なたたかい

夢のエネルギーと言われた、使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを利用する「核燃料サイクル計画」の中核を占める高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の廃炉決定、その後、日本政府が参加するとした仏高速炉計画「アストリッド」の中止決定、「核燃料サイクル計画」の破綻は明らかです。国策ありきですすめてきた計画は、止めるものがないままに暴走してきました。しかし、日本政府はこの計画を推進するとしています。青森県との協定によれば、現在、六ヶ所再処理工場に保管する大量の使用済み核燃料は、六ヶ所再処理工場計画断念が決定されれば、全国の各原発に戻すこととなっています。すでに、各サイト内の使用済み核燃料は満杯に近く、六ヶ所再処理工場で保管されている使用済み核燃料が戻るとすれば、原発の稼働は困難になります。また、日米原子力協定によって認められる「再処理」の特権も失い、廃止決定後は使用済核燃料が大きな負債となって電力会社にのしかかるでしょう。このような理由から、六ヶ所再処理工場、核燃料サイクル計画は「推進」され、無駄な資金がつぎ込まれてきました。

2017年12月の「もんじゅ」廃炉決定など、既存の政策を変更するような政治決定には、さまざまな困難があると思いますが、政治が決断しなければ、新しい未来は開けません。再生可能エネルギー推進と脱原発が国際的な流れとなっている今、その決断にとって猶予ない最後の場面を迎えているのだと考えます。それを政府に迫るには、「原発ゼロ」法案を実現させるほどの大きな全国的な運動が必要不可欠です。

４．エネルギー政策の転換

（１）原発に拘泥するな

福島原発事故後も、安倍前政権は、原発輸出政策をアベノミクスの重要な柱に位置づけ、ウェスティングハウス社を買収し、インドや米国での原発建設に打って出た東芝、フラマトム（旧アレバ）との共同出資で、トルコのシノップに原発４基を建設するとした三菱重工、英ホライズン社を買収し、英国中部アングルシー島ウィルファ原発の新設計画の受注をめざした日立製作所とともに、安倍前首相は、自ら世界に「日本の原発は世界一安全」としてセールスしました。しかし、これらの計画は全て頓挫しました。2018年５月、東芝は、米サウス・テキサス・プロジェクトからの撤退を決め、同年11月にはムーアサイド原発計画からの撤退も発表しました。2018年12月12日、三菱重工は「経済合理性の範囲内で対応する」との考え示し、シノップ計画からの事実上の撤退を表明しました。2019年１月17日、日立製作所は、ウィルファ原発計画の中断を発表し、2020年９月16日、凍結中の同原発計画から撤退すると発表しました。原発輸出は、安倍前政権で成長戦略の柱でしたが、契約が見込める案件はすべてなくなりました。安倍前政権の継承を掲げる菅政権は、今後も原発の再稼働を進める方針と思われますが、風力・太陽光など再生可能エネルギー拡大の方向が顕著となって、安全対策に莫大な費用がかかる原発は、市場から閉め出される状況となっています。

経団連は、このような世界情勢の中で、原発の再稼働促進、運転期間の最長60年を超える延長、福島原発事故以降の停止期間の運転期間からの除外、規制の合理化・審査の迅速化、原発のリプレース・新増設・新型炉開発、原発優遇のベースロード電源市場や非化石価値取引市場などの電力システム改革を求めるなど、原発推進の電力政策を提言しました。脱原発を求める市民社会の動向や再生可能エネルギーを中心とした世界の情勢からは無謀ともいえる提言は、原発推進の側の追い詰められた状況を明らかに反映しています。

政府は、エネルギーの「ベストミックス」などという原発温存の政策や非現実的な原発輸出策、破綻している六ヶ所再処理工場などの核燃料サイクル計画などを早期に廃止し、再生可能エネルギーを中心としたエネルギー体制を構築すべく、早期に「脱原発」の姿勢を明確にすべきです。

すでに、世界的には太陽光と風力が主力電源になっているにもかかわらず、日本の再生エネルギーへのとりくみ状況は周回遅れ状態と言えます。2020年10月13日「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会」において、エネルギー基本計画の見直しに向けた議論が開始されましたが、日本では、原子力発電のバックアップ電源として火力発電をセットで考える産業構造が存在しています。調査会基本政策分科会では、原子力発電を脱炭素の確立した技術と位置づけ、火力発電を減らした枠を原子力発電で補おうとしており、問題です。

この10年間で、太陽光発電の価格は10分の1に、風力発電のコストは７割減になっています。蓄電池の価格は５分の１になろうとしています。太陽光・風力・蓄電池が、旧来の化石燃料や原子力発電に頼るエネルギー構造をひっくり返そうとしています。世界的に見ると、太陽光と風力は、爆発的に急拡大しています。世界中の研究機関も、こぞって太陽光と風力が主力電源となる日も近いと予測しています。早ければ2030年には、主力電源になると確信されている状況です。国際エネルギー機関（IEA）は「太陽光発電が世界の電力市場の新たな王になる」とさえ表現しています。

今後、2021年夏頃に改定される第６次エネルギー基本計画では、再生エネルギー優先、脱原発・脱石炭路線へ転換し、太陽光・熱発電、地熱・風力・潮力などの発電技術の新規開発・向上への支援を進め、企業の動きを活性化する新しいエネルギー計画へ転換すべきです。

（２）気候危機

2019年11月29日、世界中の若者らが地球温暖化対策の強化を求めてデモをする「グローバル気候マーチ」が、世界150ヶ国以上であり、日本国内でも25都府県で行われました。「気候危機の影響を受けるのは若者」と訴え、スウェーデン国会議事堂前に一人で座り込んだグレタ・トゥンベリさんの訴えは、世界の若者に広がりました。12月11日、スペイン・マドリードで開催された「第25回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP25）で演説したグレタはさんは「一番危険なのは行動しないことではない。危険なのは、政治家や企業家たちが、ほとんど何もしていないのに、ずるがしこい説明と想像力豊かなＰＲで、本当の行動をしていると見せかけることだ」と訴えました。

日本の気象庁は、その時々の気象（気温、降水量、日照時間等）や天候（冷夏、暖冬、少雨、多雨等）を評価する基準として、30年間の平均値をもって平年値とし、10年ごとに更新しています。2021年５月18日までは、1981～2010年の観測値による平年値（以下「旧平年値」）を使用していましたが、３月24日、1991～2020年の観測値による新しい平年値（以下「新平年値」）を作成し、５月19日から使用しています。新平年値では旧平年値と比べ、年平均気温は全国的に0.1〜0.5℃程度高くなりました。その背景として「温室効果ガスの増加にともなう地球温暖化による長期的な昇温傾向と数十年周期の自然変動の影響がある」とし、こうした地球温暖化や自然変動の影響に加え「地点によっては都市化も影響している」としています。そして、最高気温が35℃以上の猛暑日の日数が、旧平年値の1.8倍以上になった地域があります。気象庁気象研究所や東京大学大気海洋研究所、国立環境研究所の共同研究グループによると「地球温暖化により世界の平均気温が今後１℃上がると、日本国内の猛暑日日数は1.8倍になる」という計算結果が出ています。

国際エネルギー機関（IEA）が発表した「Global Energy Review2021」によると、2020年に大きく落ち込んだ世界の二酸化炭素排出量が2021年に大きくリバウンドし、2009年の金融危機後に記録した最高値に次ぐ量になることが判明しました。この10年間、世界の二酸化炭素排出量は、2000年代に比べ低く抑えられてきましたが、2021年の排出量は、その平均を大きく上回るものとなり、これまでの排出量削減の効果を相殺してしまうかもしれないとの懸念が広がっています。

（３）すすむ再生可能エネルギー、政策の転換を

脱原発、再生可能エネルギー拡大への方向転換は世界各国で顕著となっています。

国際再生可能エネルギー機関（IRENA）は、2018年１月のレポートで、「すでに商用段階にある自然エネルギーの発電コストは方法の違いにかかわらず、2020年までには化石燃料による火力発電と同等になる」として、陸上風力は5￠/kWhに、太陽光は6￠/kWhになると予測しました。しかし、同年11月の世界規模の財務アドバイザリーおよび資産運用会社（Lazard）の統計に依れば、助成金無しの均等発電原価で、陸上風力発電コストは4.2￠/kWh、太陽光発電が4.3￠/kWhとなっています。ガスコンバインド発電は5.8￠/kWh、石炭火力が10.2￠/kWh 、原子力は15.1￠/kWhとなっています。世界のエネルギーは、原発ゼロ・再生可能エネルギー推進へと向かい、温暖化防止のパリ協定がこの流れを促進しています。日本でも、福島原発事故以降、原発が稼働しなくても電力は不足しませんでした。脱原発、脱炭素、再生可能エネルギーへの転換は、机上の論理ではなく現実的なものとなっています。

2021年６月２日、ドイツは、環境保護プログラムの一環として、風力・太陽光エネルギーの拡大を2030年までに加速する計画を明らかにしました。新たな計画では、2030年までに陸上風力エネルギーの発電設備容量を、これまでの目標である71GWから95GWに、太陽光エネルギーの発電設備容量を、同100GWから150GWに、それぞれ引き上げることをめざしています。

同日、デンマークの洋上風力発電世界最大手オーステッドは、2020年から2027年にかけて3,500億クローネ（約６兆3,000億円）を再生可能エネルギーに投資し、2030年までに、再生可能エネルギーの発電能力を現在の12GW（1,200 万KW）の４倍超にあたる50GWに増やすことを発表しました。

同月30日、英国は、英国国内の石炭火力発電の廃止時期を2024年９月末とし、これまでの計画から１年前倒しすると発表しました。英国国内の電源構成における石炭の割合は、2012年当時40％を占めていましたが、2020年は1.8％まで減りました。

７月２日、ロシア・プーチン大統領は、気候変動対策の規制に向け、2023年１月から二酸化炭素排出企業に、排出状況の報告を義務付ける法案に署名しました。ロシアは、2019年にパリ協定を批准し、2030年までに排出量を1990年比70％に削減することをめざしています。

ところが、日本では、再生可能エネルギー普及に三大制約を課して自然エネルギーの普及を阻害しています。制約の第一は、廃炉になっていない原発が震災前の設備利用率で動くと仮定した上で電力需給面からの「接続可能量」が設定され、これを超える太陽光・風力発電の接続には無制限・無補償の出力制御（運転停止）が課されています。第二は、停止中・建設中を含めた原発・石炭火力など大型電源が容量を先取りした上で、送電線の容量面から再生可能エネルギーの接続が拒否されています。これは「日本版コネクト＆マネージ」で少し緩和されましたが、送電事故時や潮流過多時に再生可能エネルギーの接続が遮断される状況は変りません。第三は、送電網へ接続するための一次変電所への接続工事費が全額負担とされ、不当に遠い変電所への接続が求められたり、高価な工事費を請求されたりして、断念するケースが後を断たないことです。また、一次変電所から基幹系統へのローカル系統送電網の増強工事費については、「発電側基本料金」の導入（2023年度予定）で再エネ事業者の特定負担金のうち初期負担分の減額と減額分の分割払い化が図られようとしていますが、新規に接続する再生可能エネルギー事業者だけでなく、すでに接続している再生可能エネルギー事業者へも発電側基本料金が課されようとしており、これが、再生可能エネルギー普及妨害の新たな制約になろうとしています。国内で再生可能エネルギーを抜本的に普及させるためには、「日本に固有の原発・石炭火力のベースロード電源優遇」から「欧米では当たり前の再生可能エネルギー優先接続・優先給電」へ転換させることが不可欠です。

　　　世界的に、再生可能エネルギーは、太陽光や陸上での風力発電を中心に普及が進んでいます。しかし、日本の国土は山が多く、さらに大規模に導入しようとすると、適した土地は限られ、周辺の環境への配慮も必要となります。一方で、海は障害物もなく、安定して強い風が吹きますので、海に囲まれた日本にとって、洋上風力発電は大きな可能性を秘めた再生可能エネルギーと言われています。現在国内の洋上風力発電の設備は、長崎県五島市沖や千葉県銚子市沖などに合計５基・発電容量１万4,000kW【2021年３月現在】です。しかも、日本国内で初めてとなる洋上風力発電の商用運転に向けては、2021年５月、秋田県の秋田港と能代港において、やっと工事が本格化し、2022年12月の稼働をめざして、両港で合わせて33基の風車の建設が始まりました。

　　　一方、洋上風力発電の施設が、英国は2,200基以上、ドイツは約1,500基あり、ヨーロッパ諸国と比べると圧倒的な差があります。そこで2020年12月、政府は、洋上風力発電の設備容量を、2040年までに3,000万～4,500万kwに増やす目標を決めました。これは大型の火力発電所に換算すると30～45基分に相当し、現在の洋上風力発電容量の2,000倍以上になります。しかし課題はあります。第一に、洋上風力発電は、海の上に風車を設置するため、漁業者の同意が必要です。第二に、先行して進むヨーロッパ諸国に比べ、日本は「遠浅の海」が少ないため、大量に導入するには、風車の土台を固定する「着床式」だけでなく、海に浮かべる「浮体式」の技術開発も求められます。第三に、整備のための専用船が必要になり、陸上風力発電と比べると、維持費がかかります。第四に、洋上風力発電した電力を陸地に送るための新たな送電網も整備しなければなりません。2021年２月、東芝がアメリカのゼネラル・エレクトリック（GE）と洋上風力発電の分野で提携する方向で交渉を進めていることが明らかになりました。洋上風力発電事業が、果たして脱炭素の切り札となるのか、今後も注視していく必要があります。

（４）日本の「石炭火力廃止」の偽りから、2050年カーボンニュートラル

2020年７月３日、政府は、国内に140基ほど存在する、特に二酸化炭素（CO2）の排出量の多い従来型の石炭火力発電所の約９割、およそ100基を2030年度に向けて段階的に廃休止する方向で調整に入るとしました。一方で、新型で高効率な石炭火力発電所は維持し、さらに新たな石炭火力発電所の新設も認めるとしました。石炭ガス化複合発電（IGCC）や石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）のCO2排出係数は、従来型石炭発電のCO2排出係数0.80～0.867kg-CO2/kWhと比べてIGCCで0.73kg-CO2/kWhで、IGFCでも0.59～0.73kg-CO2/kWhと最大でも約３割の削減にしかならず、LNGガスタービン複合発電（0.32～0.36kg-CO2/kWh）の２倍ものCO2排出源である状態は変わりません。このことを考えると、今回の政府方針は、CO2排出量の大きな引き下げにはつながらず、新規石炭火力の建設を認めることで、CO2排出量を固定化することにつながります。

また、政府は再生可能エネルギーの比率を高める一方で、「原発は発電時にCO2を出さない」と主張して原子力発電の稼働率も高めたいとしており、原発再稼働や40年超運転促進に向けた原子力規制委員会や立地・周辺自治体への圧力強化につながる可能性もあります。

地球温暖化が進む中で、ドイツやフランス、イギリスなどは、国際的な枠組みである「パリ協定」に基づき、石炭火力の具体的な廃止目標を設定し行動に移しています。日本は主要国７ヶ国（Ｇ７）の中で、唯一石炭火力の新設を計画し、政府の「成長戦略の柱」として石炭火力の輸出をすすめてきました。世界の流れに逆行する日本は、グテーレス国連事務総長からは「石炭中毒」と批判され、国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）では、開催中に「化石賞」を２度も受賞しました。気候危機が叫ばれ、地球温暖化対策が国際的に急がれる中にあって、日本への国際的批判は高まるばかりです。

今回の旧型火力発電所の大幅削減で、CO2排出が大胆に減るように見えますが、高効率の新型石炭火力といっても実際には１kWhのCO2排出量は３割程度の減少に留まり、天然ガス複合発電の２倍にもなります。一方で新規石炭火力の建設を認めることで、将来的にCO2排出量を固定する事につながります。欧州各国などのCO2排出量「ゼロ」に向けた「脱石炭」のとりくみとは決定的に違います。日本の政策は石炭火力の延命をはかるもので、「ゼロ」に向けたとりくみではありません。

近年の地球温暖化による気候変動は、日本においても未曾有の被害をもたらしてきました。国土強靱化というような施策では年々増大する被害を食い止めることはできません。熱波による大規模森林火災、氷河の後退による海水面の上昇など、世界規模での危機的状況が生まれています。大量のCO2を排出する工業国日本には、大きな責任があることを忘れてはなりません。「非効率」か「高効率」化を問うことなく、全ての石炭火力からの撤退が求められています。同時に、石炭火力削減を契機に原発の再稼働や新増設を進めようとすることは、絶対に許せません。原子力は火力との併用が無くては使用電力量の変化に対応ができず、温暖化対策の切り札にはなり得ません。一方で、環境へ放射能を拡散し、処分困難な核のごみを大量に発生させ、決して地球環境にやさしいものではありません。環境への負荷が少なく、CO2排出が「ゼロ」である、再生可能エネルギーの積極的な活用と大胆な省エネの推進などエネルギー政策の根本的転換が、今の日本に求められています。

政府は、CO2やメタンなどの温暖化ガス排出量を、これまでは「2050年に80％削減」としてきましたが、2020年10月26日、菅首相は、第203臨時国会の所信表明演説で、国内の温暖化ガスの排出を2050年までに「実質ゼロ」とする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」方針を表明しました。2021年５月26日、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を明記した「改正地球温暖化対策推進法」が、参議院本会議で全会一致により可決・成立し、2022年４月施行予定です。気候危機に対しては、脱炭素のみで論じるのではなく、脱原発も含めた全方位的なアプローチが重要であり、原発を脱炭素技術であると定義することは論外です。

（５）「気候変動サミット」

　　　2021年４月22日、米政府が主催する気候変動に関する首脳会議（気候変動サミット）が、オンラインで開催され、40ヶ国・地域の首脳が参加しました。

米国・バイデン大統領は、開幕にあたって演説し「この危機はどの国も１国では解決できない。われわれはこの課題に対処するため、速やかに行動しなければならない」と述べました。そのうえで「米国は、温室効果ガスの排出量を2030年までに半減させるとりくみを始めた」と述べ、温室効果ガスの排出量を2030年までに2005年に比べて半減させる新たな目標を表明しました。米国は、2025年までに2005年と比べて26～28％削減する目標を掲げていましたが、今回、バイデン政権は、新たに2030年までに50～52％削減するとし、削減目標を大幅に引き上げました。

　　　中国・習近平国家主席は「2030年までに二酸化炭素の排出量がピークに達し、2060年までに実質ゼロを実現できるよう努力するとした目標を表明した。ピークから実質ゼロまでの時間は先進国よりはるかに短く、大変な努力を要する」として、中国としてとりくみに全力をあげていると強調しました。

菅首相は、2030年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013年度に比べて46％削減することをめざすと表明し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続けていく考えを示しました。そのうえで「世界の脱炭素化は、１国だけでは決して達成できない。国際社会が一致団結してとりくまなければならない課題だ。今日参加した国々が野心的目標を示して、実行し、世界全体を巻き込んでいくことで、地球規模で気候変動対策への大きなうねりを生み出す」と述べ、世界の脱炭素化に向けて国際協力の必要性を訴えました。

英国は、2035年に1990年に比べて78％削減の目標を打ち出しました。また、EUは2020年末に1990年に比べて55％以上減らす計画を掲げました。

各国は、新たな削減目標を国連に提出し、国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP）で進捗状況を点検します。2021年11月に、英国で開催される第26回条約締約国会議（COP26）に向けて、温暖化対策が不十分な国からの輸入品に課税する「国境炭素税」など、脱炭素に向けた国際協調も協議します。国際的な温暖化対策の枠組みであるパリ協定は、産業革命前と比べた気温上昇をできるだけ1.5℃以下に抑える目標を掲げています。達成に向けて、日本・米国・英国やEUは2050年までに、中国は2060年までに、それぞれ温暖化ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」をめざすと表明済みで、2030年の排出削減目標は、2050年「実質ゼロ」の中間目標となります。

　　　気候変動サミットが開催される直前の３月末、米国・バイデン政権は、向こう10年間で洋上風力発電設備を大幅に拡大する計画をすでに発表しています。2030年までに30GWの洋上風力発電設備の建設をめざし、年間7,800万トンのCO2排出を削減すると表明しています。しかしその一方で、５月18日、マッカーシー大統領補佐官（気候変動問題担当）は、コロンビア大学のイベントにおいて、バイデン政権が掲げる温室効果ガス排出削減目標を達成するには「（現在90基超の原子炉が稼働している）既存の原子力発電所の継続が間違いなく不可欠だ」と述べ、「安定した電源」として原発の運転を続けるべきだとの考えを示し、目標達成に向けて再生可能エネルギーの比率を高めていく間、原発が必要だと強調しました。

（６）Ｇ７気候・環境大臣会合、Ｇ７首脳会議

　　　５月20日・21日の２日間、Ｇ７気候・環境大臣会合が行われました。Ｇ７はこれまでも環境大臣やエネルギー担当大臣による会合を開いてきましたが、地球温暖化問題を担当する「気候大臣」と明示して初めて開催しました。会合では、議長国である英国が、石炭を含む化石燃料からの脱却を主張しましたが、日本から参加した梶山弘志経済産業大臣は、再生可能エネルギーの導入や省エネだけでは不十分だとして、原子力や水素、化石燃料の脱炭素化を含め「あらゆるエネルギー源、あらゆる技術をバランスよく活用することが重要」と発言し、日本は高効率な石炭火力発電の途上国への輸出や利用を続けるとの立場をとり続けました。最後に、石炭火力発電の輸出支援停止を柱とする共同声明を採択し閉幕しました。しかしながら「石炭火力発電所の全廃」といった文言は盛り込まれず、①排出削減対策を講じた高効率の石炭火力であれば、引き続き認められると解釈する余地を残したこと、②CO2回収などの対策を講じれば例外としたこと、は大きな課題です。日本は、アジア諸国に石炭火力を輸出する従来方針を堅持することを明言しており、欧州など国際社会からの批判は強まっています。

　　　６月12日、Ｇ７首脳会議（サミット）は、気候変動対策の一環として、石炭火力発電からの世界的な移行を加速させる行動計画に合意し、石炭火力発電に対する国際的な公的支援を2021年末までに打ち切ることで一致しました。しかしながら、Ｇ７気候・環境大臣会合同様、サミット議長国である英国が各国に求めていた国内の石炭火力発電全廃について、時期の明示などの踏み込んだ表現は見送られました。英国は、温室効果ガスの排出量削減や再生可能エネルギーへの転換などで、各国首脳に全廃への強い決意を促したが、先送りされました。日本は、高効率な石炭火力発電施設は生かしつつ、段階的に「脱石炭火力」を進めたい立場です。一方、英国やフランスは、既に国内の石炭火力発電全廃を決めており、世界的な潮流が変わるとは思えません。世界が全廃のトレンドに向かう中、石炭火力にどう向き合うかが問われることになります。

　　　Ｇ７サミットでの首脳声明を受け、同月17日、日本政府は、日本企業の海外インフラ案件の受注促進策を議論する「経協インフラ戦略会議」を開き、202年12月にまとめた新戦略を改定し、排出削減対策を講じていない石炭火力発電に対する新規の政府支援を2021年末までに終了することを追加しました。

（７）「エネルギー基本計画」

　　　４月23日、梶山弘志経済産業大臣は、再生可能エネルギーや原発など化石燃料を使わない電力の比率について、2030年度は「当然５割は超える」と述べ、合計で40％超の現行目標を引き上げ、2021年夏に改定するエネルギー基本計画に反映させとしました。2019年度の発電比率は、再生可能エネルギーが18％、原発が６％でしたが、政府は、現行目標において、2030年度に20～22％をめざす原発も脱炭素電源の一つと位置付け、重視する考えを崩していません。

同日、自民党の有志議員による「電力安定供給推進議員連盟」は、政府が2030年度の電源構成と定める原子力発電比率（20～22％）の早期達成と引き上げを求める提言を公表しました。2021年夏にも改定するエネルギー基本計画への反映をめざし、加藤勝信官房長官や梶山弘志経済産業大臣にも同日提出しました。提言では、原発は政府方針の「カーボンニュートラル」実現に必要不可欠なベースロード電源であると強調し、エネルギー基本計画に定める「可能な限り原発依存度を低減する」との方針の見直しや原子力産業の人材育成や技術の継承発展の具体策を求めています。電力安定供給推進議員連盟会長を務める細田博之衆議院議員は「原発のようなベースの発電はしっかりと確保しなければならない。これは世界の常識であり、その観点に立って、バランスのとれたカーボンニュートラルを実現していくべきだ」と述べました。

また、同日、電事連の池辺和弘会長（九州電力社長）は、「再生可能エネルギーの最大限の導入に貢献していくとともに、安全を大前提とした原子力発電の最大限の活用、火力発電の一層の効率化や技術開発などにしっかりととりくんでいきたい」などとするコメントを発表しました。

さらに、同日、政府は、中長期のエネルギー政策の指針となる次期基本計画案を６月に決定する方針を固めました。「脱炭素」に急速にかじを切る国際社会に歩調を合わせ、新目標の達成には、発電時にCO2を出さない原発と、太陽光発電などの再生可能エネルギーを合わせた「非化石電源」の大幅な拡充が欠かせないと判断しています。

ところが、６月３日、政府の成長戦略案から、原子力発電を「引き続き最大限活用していく」との文言が削除されたことがわかりました。経済産業省は、原発の活用が必要だとの立場からこの表現を盛り込むよう求めましたが、再生可能エネルギー拡大を重視する小泉進次郎環境大臣や河野太郎規制改革担当大臣が反対しました。今後策定される国の中長期的な政策指針「エネルギー基本計画」の議論にも影響を与えることは必須です。

翌４日、政府は、2050年までに脱炭素社会を実現する方針を初めて盛り込んだ2020年度版のエネルギー白書を閣議決定しました。地球温暖化への対応は制約ではなく、成長の機会と捉える「発想の転換」が必要と強調し、今後、日本の競争力強化に向けて新たな技術の実用化や普及への支援が重要になると指摘しています。

７月12日、経済産業省は、有識者会議の場で、2030年時点の各電源の発電コストの新たな試算を示しました。前回の2015年に試算した際に最も安いとされた原子力は安全対策費が膨らみ１割程度上昇し、太陽光発電が最安となりました。これまで経産省は、発電コストの安さを原子力の強みとして強調してきましたが、１kw当たりの発電コストで、原子力は2015年の試算時は10.3円以上としていたが、今回の試算では11円台後半以上になるとしています。一方、太陽光は、事業用が2015年は12.7～15.6円だったが、今回８円台前半～11円台後半に、住宅向けは９円台後半～14円台前半に下がるとしました。再生可能エネルギーの導入に追い風となるかもしれません。

福島原発事故から10年を経ても原発の安全性に対する国民の懸念は、高まり、事故後に再稼働したのは９基に留まっています。世界では明らかに脱原発の流れがあり、原発をベースロード電源に位置付ける日本の政策は、受け入れられるものではありません。2030年度に電源構成の20～22％をめざす現行計画は撤回すべきです。「カーボンニュートラル」実現に向けて、原発や火力発電を利用し続けようとしている日本の考えは、世界の非常識であることを認識すべきです。

（８）原発は温暖化対策の切り札ではない

2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を明記した「改正地球温暖化対策推進法」が、可決・成立した2021年５月26日、関西電力の森本孝社長は、運転開始から40年超の美浜原発３号機を６月に再稼働させることについて「2030年の温室効果ガス削減、2050年のカーボンニュートラルといった大きな社会の挑戦に、しっかりと活用していきたい。資源の乏しい日本にとって原子力の果たす役割は大きく、40年超のプラントの活用の意義も大きい」と説明しました。

気候危機が進む中で、「原発は発電中にCO2を出さない」ということから、エネルギー政策においてCO2排出削減の切り札のように喧伝されています。しかし、CO2の排出は、巨大な原発の建設、ウラン資源の採取から、燃料棒の製造・使用、使用済み燃料の廃棄に至るすべてのプロセスを踏まえて考えなくてはなりません。ベースロード電源と位置づけられる原発は、急激な需要の変化に応じることができず、事故等で不意に長期間止まる可能性もあって、火力との併用が必須であり、CO2排出削減にはつながりません。一基で100万kWを超える大規模発電は、小規模分散型の再生可能エネルギーの普及を妨げるもので、地球温暖化へ逆行する施設となります。

また、気候危機が進む中で、熱波などによる渇水には、冷却に大量の水を必要とする火力や原子力は、きわめて脆弱なものであることが分かります。気候危機を利用しての原発推進策は決して許されません。運転を停止した原発の廃炉は、10％にも満たず一向に進んでいません。高レベル放射性廃棄物の最終処分にいたっては、世界で一ヶ所も動いていません。原子力産業には、多くの課題が山積しており、今後その役割はきわめて限定的であることが確実です。今後、再生可能エネルギーが益々優位になっていくことは明白です。

2015年には、電力広域的運営推進機関を設け、地域間の需給調整や地域間連系線の増強など全国規模での系統運用をすすめることとしました。2016年からは、一般家庭においても電気を選ぶことができる、電力の「小売り自由化」が始まり、現在では、727の事業者が小売電気事業者として登録【2021年６月30日現在　経済産業省資源エネルギー庁Webサイト［登録小売電気事業者一覧］】されています。新規参入の活性化が図られ、新規参入電力の全国シェアは、電力量ベースで17.8％【2020年６月時点】になりました。しかし、2021年１月、電力価格の異常な価格高騰が続きました。これまでの改革を主導した経産省は想定外の事態だとしましたが、制度設計の甘さが指摘されています。何より、再生可能エネルギーを主力電源と位置付けながらも、既存の大手電力に有利な構造であること、再生可能エネルギーを扱う新電力会社の参入を阻む不利な制度設計がなされていることが大きな問題です。制度設計やシステム管理をする経産省の原子力発電を温存しようとする姿勢こそが、制度のゆがみを引き起こした原因といえます。

日本は、少資源国であるからこそ、純国産のエネルギーである再生可能エネルギー100％をめざして、エネルギープランを検討すべきです。再生可能エネルギー推進によってこそ、地域の経済が新しく豊かになります。地域分散型のエネルギーのあり方は、地方再生を謳う政府の政策とともにあるものであり、政府が地方再生を真剣に考えるなら、再生可能エネルギーの推進はその一端を担うものであること考えていかなくてはなりません。地域からのエネルギー革命が、日本の将来をつくり出すと言えます。

Ⅲ．ヒバクシャ・核被害者とともに

１．ヒバクシャ・核被害者への援護と連帯

（１）急がれる被爆者課題の解決

2021年７月１日、厚生労働省は、ヒロシマ・ナガサキの被爆者（「被爆者健康手帳」所持者）数等【2020年度末現在】を発表しました。被爆者の平均年齢は83.94歳、全国で12万7,755人【2019年度末から8,927人減】となり、ピークだった37万2,264人【1980年度末】の34.3％、前年度末より2.4ポイント減少しました。被爆者が年々高齢化し、人数が減って行く中で、残された被爆者援護課題の前進に向けた運動を強め、解決を急がねばなりません。

厚生労働省は、被爆者援護法に定める「被爆者」について、①原爆投下時に一定の地域にいた者（直接被爆者、１号被爆者）、②２週間以内に入市した者（入市被爆者、２号被爆者）、③身体に原爆放射能の影響を受ける事情のあった者（救護・死体処理等、３号被爆者）、④それらの者の胎児（４号被爆者）、のいずれかに該当することを証明され、被爆者健康手帳を所持している者と規定しています。原爆投下からすでに76年を経過した今、新たに被爆者健康手帳を取得するのはきわめて困難な状況です。

原爆投下直後、多量の放射能を含んだいわゆる「黒い雨」によって被爆したにもかかわらず、広島市や広島県に被爆者健康手帳を不交付とされたのは違法として、手帳の交付を求めた訴訟（「黒い雨」訴訟）で、2020年７月29日、広島地裁（高島義行裁判長）は、訴えを認めて、原告84人全員に手帳の交付を命じる判決を下しました。判決は、被爆者援護区域より広範囲に降雨があったことを認め、病気の発症が放射性物質に起因する可能性があるとして、被爆者援護法の「放射能の影響を受けるような事情の下にあった者（３号被爆者）」と認めたもので、それまでの国の姿勢を正す画期的な内容でした。８月４日、湯浅英彦広島県知事は「黒い雨を浴びたとの証言が一定程度矛盾しないのなら幅広く救済すべきだ」とし、控訴したくない旨を表明しました。同月６日、松井一実広島市長は、平和記念式典の平和宣言において「『黒い雨降雨地域』の拡大に向けた政治判断を、改めて強く求めます」と述べました。しかし、同月12日、広島県と広島市の「控訴せず」の方針は、国によって覆され、国、広島県、広島市は、広島高裁に控訴しました。広島県・市の範囲拡大の要求に対して、加藤勝信厚生労働大臣（当時）は「判決は十分な科学的根拠に基づいていない」として、今後「黒い雨地域の拡大も視野に入れ、可能な限り検証する」としました。11月、厚労省は、降雨範囲や健康への影響を検証する有識者検討会を設置し、検証を始めましたが、検証内容、検証結果の発表時期などは、全く明らかにされていません。2021年６月22日、湯浅広島県知事と田村憲久厚生労働大臣はオンラインで会談し、湯崎知事は、厚労省が進める検証2021年度内に結論を出し、援護対象区域を拡大するよう要請しました。これに対し、田村厚労大臣は「７月に検討会を２回開き、中間的なとりまとめを示す」と回答しました。同じく７月９日、松井広島市長と田村厚生労働大臣はオンラインで会談し、松井市長は、「命あるうちに早急に援護が受けられるよう、被爆者援護の立場に立った決断を優先していただきたい」と要望し、判決の内容にかかわらず被害者を救済する「科学的知見を超えた政治判断」を強く求めました。これに対し、田村厚労大臣は「スピード感を持っていかなければならない」と回答しました。同月14日、広島高裁（西井和徒裁判長）は「黒い雨」訴訟の控訴審に判決で、84人全員に交付を命じた１審・広島地裁判決を支持し、国側の控訴を棄却しました。高裁はまず、被爆者援護法が「原爆の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と定める３号被爆者の意義について、１審判決では援護区域内と同様に一定の病気発症を要件としましたが、高裁判決では「放射能によって健康被害が生じることが否定できない状況だったことを証明できればたりる」とし、さらに踏み込んだ基準を示しました。その上で、「黒い雨」には放射性降下物が含まれている可能性があったことを指摘し、直接雨を浴びなくても、汚染された地下水などで放射性物質を体内に取り込む「内部被曝」で健康被害が生じる可能性があり、「黒い雨」に遭った原告らを３号被爆者と認定しました。判決後、湯崎県知事は「県としては上告したくない」旨を表明し、国に上告を断念するよう求める考えを示しました。また松井市長は「心身に苦しみを抱えてきた『黒い雨』体験者の方々の長年の切なる思いと、『黒い雨』降雨地域の拡大をめざす市の思いを訴える立場で、国・県と協議する」旨を表明しました。

国は、高裁判決を受け入れ、早期に「黒い雨」地域の拡大を実施すべきです。合わせて、長崎における「被爆体験者」の被爆者援護法の適用を実施すべきです。

（２）原爆症認定の拡大を

原爆被爆者に対する原爆症認定は、国が認定に消極的に対応してきたことを反映して、裁判に訴えなければならないことが常態化しています。2008年に採択された新しい原爆症認定に関する方針では、「放射線起因性の要件該当性の判断は、科学的知見を基本としながら、総合的に実施するものである。」「特に、被爆者救済及び審査の迅速化の見地から、現在の科学的知見として放射線被曝による健康影響を肯定できる範囲に加え、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含め、次のように『積極的に認定する範囲』を設定する」とし、爆心地から3.5km以内の被爆者の悪性腫瘍・白血病などの「積極認定」の方針が出されました。しかし、原爆症認定に消極的な国の姿勢は変わらず、その後も、多くの審査滞留や認定却下が生み出され、被団協と厚労省の間で改善を求める協議が続けられています。そして国によって認定を却下された場合でも、司法の場でその判断を取り消す判決が相次いで出されています。原爆の被害を過少に評価し、被爆者支援に消極的な政府の姿勢は、裁判のたびに断罪されてきました。

2020年６月22日、広島高裁（三木昌之裁判長）で、国から原爆症の認定申請を却下されたのは不当として、広島の被爆者らが却下処分の取り消しなどを求めた訴訟の控訴審判決があり、裁判長は全員の訴えを退けた一審・広島地裁判決を一部変更し、被爆者11人のうち５人を原爆症と認めました。他の６人については一審を支持しました。一審では、原爆症の認定にあたって国が採用する、線量評価システムに基づく推定被曝線量の値で画一的に判断していました。このため控訴審では、発症が放射線に起因したかどうかの判断基準が主な争点でした。今回の判決は、判断基準について、原爆症の認定にあたっては、放射線の被曝の程度、発症した病気と被曝との関連性、生活習慣などを総合的に考慮すべきだとしました。その上で、甲状腺機能低下症などを訴えた５人については爆心地からの距離や発症年齢などから被曝による発症と認定され、国による申請却下処分は違法だとして取り消されました。

被爆76年を迎えて、今なお被爆者の闘いは続いています。私たちは被爆者の闘いを支援し、政府の姿勢を正していかなければなりません。

（３）在外被爆者への差別なき援護を

戦後、祖国へ帰還した在外被爆者への援護は、日本の戦争責任・戦後責任と重なり、戦後76年を過ぎても重要な課題です。原水禁は、「被爆者はどこにいても被爆者」であるとして、差別のない援護の実現に向けてとりくみ、在外被爆者を縛っていた厚生労働省公衆衛生局長の402号通達（被爆者健康手帳を交付されていても、外国に出国や居住した場合は、健康管理手当の受給権が失効する）の違法性を問い、2015年９月８日、最高裁での「在外被爆者にも医療給付がなされるべき」との判決を得て、制度上の不平等は大幅に改善しました。しかし、長い年月経過の中で、国外移住によって被爆を証明する証人が見つけられない、国交がないことで在朝被爆者には実質的に適用されていないなど、被爆者健康手帳の交付にさえ多くの課題が残されています。

原水禁などで組織される在朝被爆者支援全国連絡会は、朝鮮に訪問団を派遣し、在朝被爆者の実態把握と今後のとりくみを協議してきました。2019年４月22日には、在朝被爆者に対して、早急に医療支援をするよう厚生労働省に求めました。日本と国交がない北朝鮮に住む被爆者には「被爆者援護法による援護も補償も何ら実現していない」と指摘して、日本政府による人道上の緊急支援などを求めました。在朝被爆者も含めて、戦争責任・戦後責任の問題とともに、高齢化する在外被爆者の課題前進に向けたとりくみも強化しなくてはなりません。

（４）「被爆体験者」に援護法の適用を

被爆者認定の地域である爆心地より12km圏内で被爆したにもかかわらず、長崎市域外（長崎市は東西約７km）であったことを理由に「被爆体験者」と呼ばれ、被爆者援護法の枠外に置かれている被爆者は、自ら課題の解決を司法の場に求め、裁判闘争を続けてきました。「被爆体験者」は、爆心地から半径12km圏内だが、国が被爆地域に指定していない地域で原爆被害に遭いました。原爆体験に起因する精神疾患で医療費の給付が受けられるが、被爆者とは援護の内容に差があります。被爆者の認定を、長崎市域・市街で区分けすることに科学的根拠はありません。

2007年と2011年に、第１次（原告388人）、第２次（原告161人）の被爆体験者訴訟が提訴され、第１次訴訟は、2017年12月に最高裁で敗訴が確定しました。第２次訴訟は、2016年２月の長崎地裁判決では「自然放射線による年間積算線量の平均2.4mSvの10倍を超える25mSv」前後の被曝での「健康被害の報告、研究に照らすと、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性」があったとし、米軍による空間線量率測定値に基づいて推定した、放射性降下物による外部被曝線量が25mSv（原爆投下後１年間）を超えた原告10人のみについて、被爆者健康手帳を交付すべきとしました。原告は「25mSvでの線引き」は納得できないとして控訴しました。2018年12月10日の控訴審判決では、被曝量を一審より少なく見積り、内部被曝も「かなり微量」と決めつけ、重要な争点のひとつであった低線量被曝の人体影響は、100mSv以下で「健康への影響があることについて、確立した科学的知見に関する証拠はない」と断定し、一審で被爆者健康手帳交付を認めた10人についても訴えを退け、原告161人全員の敗訴を言い渡しました。

上告審においても、最高裁第一小法廷は、2019年11月21日付けで、「被爆体験者」第２次訴訟で、原告側の上告を退ける決定をしました。10人に対する被爆者健康手帳交付を命じた一審判決を取り消し、全員の訴えを退けた二審福岡高裁判決が確定することとなりました。この決定は病気も抱えながら裁判を闘ってきた高齢の「被爆体験者」にとって、許し難いものです。

第２次（原告161人）の一部の16人は、長崎県と長崎市に改めて被爆者健康手帳と新たに第１種健康診断受診者証の交付を求め、2020年11月に再提訴しました。2021年１月12日、長崎地裁（天川博義裁判長）で第１回口頭弁論が行われ、県と市側は請求棄却を求めました。裁判長は、2017年に最高裁で敗訴が確定し、2018年に再提訴していた第１次（原告388人）の一部の28人が、同地裁で争っている同趣旨の裁判と「併合審理」を検討する考えを示しました。

引きつづき「被爆体験者」訴訟を支援していくことが重要です。被爆地域の拡大と被爆者認定、被害の実態に見合った援護を勝ち取っていく必要があります。

（５）被爆二世・三世・四世の人権確立を求める運動を支援しよう

被爆二世・三世・四世は、父母や祖父母の原爆被爆による放射線の遺伝的影響を否定できないなか、「健康不安」や「健康被害」、社会的偏見や差別などの人権侵害の状態に置かれてきたうえに、被爆者援護法の枠外に置かれてきました。被爆二世は「全国被爆二世団体連絡協議会（全国被爆二世協）」を組織して「被爆二世の被爆者援護法への位置づけと国家補償を求めて被爆者援護法の改正を求めてとりくんできました。

被爆者は、被爆者援護法に基づいて被爆者健康手帳が交付され、医療機関で自己負担なく医療を受けることができます。一方、被爆二世は年１回の健康診断だけでした。

2021年度から、被爆二世健康診断調査事業の一環として、各都道府県や広島市・長崎市が「被爆二世健康記録簿」を発行することができるようになりました。記録簿の発行は、全国被爆二世協が長年要求してきた成果ですが、「被爆者健康手帳」のように被爆者援護法に基づく援護を受けられるものではありません。

今後も世界の核被害者、そして二世・三世・四世と連帯したとりくみを含め、全国被爆二世協のとりくみの強化が求められます。父母や祖父母の被爆体験を家族として身近に受け継ぎ、自ら核被害者としての権利を求め、核廃絶を訴えている全国被爆二世協の運動は、今後の原水禁運動の継承・発展にとっても重要です。

（６）被曝労働者との連帯を

2016年４月、政府は、電離放射線障害防止規則（電離則）および省令を改定し、労働者の「通常被曝限度は５年100mSvかつ１年50mSv」および「緊急作業時被曝限度は100mSv」の被曝線量限度に「特例緊急被曝限度を250mSv」を加えました。同時に「通常被曝限度を超えた者の線量管理(大臣指針事項)」の中で「18～68歳の50年間の生涯被曝線量1,000mSv」が導入されてしまいました。労働者の健康を軽視し、事故収束・廃炉作業の実態に合わせる法改正は許せません。

これまで福島第一原発では、未成年者の被曝労働、暴力団の介在、違法派遣や偽装請負、労働者に労働条件を明示しない、健康保険に加入させない、さらには、本来は会社が負担すべき健康診断費や放射線管理手帳の作成費を作業員の給料から天引きするなど、さまざまな違法労働の実態が発覚しています。また、高線量の中で長時間労働を可能にするため、警報付ポケット線量計（APD）を鉛ケースに入れたり、APD不携帯などが報告されています。東電が実態を把握しているにも関わらず公表しなかったことも大きな問題です。事故収束・廃炉作業優先の企業姿勢を許してはなりません。

2021年３月11日、東電は、福島第一原発で廃炉作業に従事していた50代男性社員が放射性物質を体内に取り込み、内部被曝（今後50年間の被曝線量は暫定評価で最大0.43mSv）をした疑いがあると発表しました。社員は10日、眼鏡をかけた上から全面マスクを装着して、高濃度の汚染水をためているプロセス主建屋で配管の点検・確認作業をしていました。眼鏡がくもったため、放射性物質が付着したゴム手袋を着けた手でマスクや眼鏡をずらした際、顔面に触れ、鼻から吸い込んだということです。作業後の検査で頭やあご、鼻の内部から放射性物質が検出されました。今回と全く同じ状況での内部被曝が繰り返されています。2020年２月19日、東電は協力会社社員の内部被曝を発表しました。高濃度の汚染水をためているプロセス主建屋で全面マスクなどを着用しての作業中、鼻腔内などに汚染が確認されました。同月７日と４月13日にも同様の内部被曝の事例があったことを発表しています。４件とも、全面マスクが必要な高汚染の労働環境での作業に従事していた労働者の被曝で、東電の不作為による事故といっても過言ではありません。どの事故も被曝量は微量で健康に問題は無いと発表していますが、繰り返される事故の情報は、厳しい条件下で労働者の健康が確保されていないことが懸念されるものと言わざるを得ません。

原発労働は、従来から高次の下請け企業による雇用が中心で、雇用や労働環境の問題はなおざりにされてきました。被曝問題だけでなく、危険手当てのピン撥ね、パワハラ、など、労働者の基本的な権利が侵害される事例が日常的に起きています。積層的な下請け構造を口実にした責任逃れを許してはなりません。廃炉・事故処理作業に携わる被曝労働者も、福島原発事故の被害者です。事故を起こした東電と国の責任を問い、被曝労働者の安全と権利の確保に向けて、東電の企業責任と、東電を監督・指導すべき国の責任を厳しく追及しなければなりません。

2020年10月29日、福島原発事故にともなう除染作業に従事していた元技能実習生のベトナム国籍の男性３人が、放射線被曝に対する十分な情報提供や安全教育がないまま作業させられたとして、福島県の建設会社に損害賠償を求めた訴訟が、福島地裁郡山支部であり、会社が３人に解決金として計171万円を支払うことで和解しました。　2015年、３人は鉄筋施工や型枠施工の技能を実習する目的で来日しました。しかし、2016～2018年にかけて、郡山市や本宮市の住宅地や森林で除染作業をさせられたり、避難指示解除準備区域だった浪江町の下水道配管工事に従事させられたりしました。地裁は和解勧告で「除染作業自体、一般的に海外で行われる業務ではなく、特別の教育を受けることなどが必要で、技能実習制度の趣旨目的に沿わず、制度の枠組みで行わせることができない」と指摘し、「たとえ、実習生が除染作業の従事を希望したとしても同様」だとする考え方を示しました。

原発労働者をはじめ全ての被曝労働者に健康管理手帳を交付し、個人被曝線量を記録し、定期的に健康診断を実施し、退職後も含めて継続して労働者の健康を管理し、被曝作業に起因する疾病の医療を保障することが大切です。法令遵守を含め、被曝労働者の権利を守るとりくみが必要となっています。

（７）被爆の実相を次の世代につなげ

核兵器禁止条約は、核兵器の非人道性をきびしく断罪していますが、被爆76周年を迎えて原爆被害の実相が風化しつつあることも事実です。ヒ口シマ・ナガサキの被爆者は高齢化し、その子ども世代も高齢者に近づきつつあります。本当に限られた時間の中で、核兵器廃絶とヒバクシャ課題の解決とともに、被爆の実相をどの様に語り伝えていくか、次世代につなげて行けるのかが、平和運動の重要な課題となっています。

長崎から始まり全国に拡がった「高校生平和大使」の活動は、20年を超え、外務省から「ユース非核特使」に認定されています。これまで集めた100万筆を超える署名はジュネーブの国連欧州本部に永久保存されるなど国連からも高く評価されています。高校生平和大使派遣委員会が全国各地で組織され、支援する会も積極的に動いています。これまで高校生平和大使の運動に参加したOP（OG・OB）で組織する高校生平和大使の会も発足し、平和大使の運動は、2018年以降毎年「ノーベル平和賞」にノミネートされています。若い世代の主体的で積極的な核兵器禁止・平和をめざすとりくみを、被爆体験・被爆の実相の継承などとつなげて、より広範な運動にしていかなくてはなりません。

一世被爆者と体験を共有してきた被爆二世・三世の役割、教育の中で位置付いてきた平和教育、地域や職場での原水禁運動、さまざまなとりくみを繋げ、より強力な運動の展開が求められます。被爆体験の継承は、平和の尊さを実感する大きな力となるに違いありません。このような課題も認識し、原水禁運動の拡大が求められます。

（８）世界の核被害者との連帯を

核のレイシズムともいわれる差別と人権抑圧の下で、先住民などの社会・政治的弱者に核被害が押しつけられてきました。原子力利用は、ウラン採掘の最初から高レベル放射性廃棄物処分の最後まで、放射能汚染と被ばくをもたらします。原水禁は、マーシャル諸島などの核実験の被害者、米国やオーストラリアの先住民などウラン採掘現場での被害者、チェルノブイリ原発事故での被害者など、これまで世界中の多くの核被害者と連帯を深め、とりくみを共有してきました。

核社会のもたらす甚大な被害の実態は、原水禁運動が訴えてきた「核と人類は共存できない」ことを強く再認識させるものです。これ以上の核被害の拡大を、決して許してはなりません。差別と抑圧の厳しい現実の中で闘っている世界中のヒバクシャ＝核被害者と連帯し、ヒバクシャの人権と補償の確立のために、これ以上の核被害の拡大を許さず、そして核時代を終わらせることをめざして、運動を強めなくてはなりません。

Ⅳ．おわりに

１．いのちの尊厳を基本に、ポストコロナ社会へむけて

2019年12月８日、中国が認定する最初の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。2020年１月16日、日本国内で初の感染者が確認されました。３月11日、WHO・テドロス事務局長が世界的流行（パンデミック）を宣言しました。パンデミックは世界各国で猛威を振るい、 感染者数は１億8,781万5,451人（日本国内82万7,854人）、死者数は404万9,417人（同１万4,997人）です【2021年７月14日現在　米国ジョンズ・ホプキンス大学発表】。2021年１月以降、ワクチンの開発・接種により、重傷者数・死者数が抑えられてきたとはいえ、感染力の強い変異ウイルスの出現により、毎日40万人以上の新規感染者・１万人以上の死者が出ていて、全世界は、新型コロナウイルス感染症に席巻され、未だ収束の兆しが見えません。

５月24日、国連・グテーレス事務総長は、WHO年次総会の冒頭演説で、コロナ危機が「苦しみの津波」をもたらしたと非難し、2019年末に中国で新型ウイルスが出現して以降、340万人余りが死亡、約５億人の雇用が失われたと指摘しました。そのうえで、世界は新型コロナウイルス感染症との「戦争状態にある」と述べ、コロナ対策に必要な「武器」の不公平な分配に対し、戦時の論理をもって対処するよう呼びかけました。

７月２日、WHO・テドロス事務局長は、インドで確認されたデルタ株が感染拡大を続ける中、ワクチン接種率が低い国を中心に「病床がコロナ患者であふれかえる」事態を再び引き起こしていると懸念を表明し「私たちは今パンデミックの中でも非常に危険な時期を迎えている」と警鐘を鳴らしました。

　　　世界の国々が、協力して新型コロナ感染症の拡大を抑え込み、収束させなければなりません。核軍拡競争をやめ、軍事費を削減し、資金を感染症克服に注ぎ込まなければなりません。医療や生活支援体制の脆弱な途上国に資金や人材の支援を行わなければなりません。それは､人道上重要であるだけでなく､先進国や世界中の感染拡大を止める手段でもあります。今や､世界は一つです。自国だけが危険な感染症から逃れることはできないのです。

ポストコロナ社会を差別と排除の社会にしてはなりません。そして、自国第一の国家主義的対立の世界にしてはなりません。命の尊厳を守り、それを保証する、核のない、持続可能な平和な世界の実現を基本とした社会のあり方を、対話と協調を基本に、国と国、民族と民族の対立を超えて、私たちは考えなくてはなりません。核兵器を非人道的兵器とする「核兵器禁止条約」が発効した今、日本政府に署名・批准を求め、核兵器禁止条約締約国を拡大し、締約国会議を成功させ、NPT再検討会議において核保有国に核軍縮の義務の履行をより強く求め、中東の非核地帯化、東北アジア非核地帯化へと前進させ、核兵器廃絶へ、平和の確立へ、確実な一歩を進めなければなりません。「核先制不使用宣言」「即時警戒体勢の解除」「核兵器の更新・近代化の禁止」、そして日本においては「プルトニウム利用からの脱却」「非核三原則の法制化」「脱原発」など、核廃絶、平和へのさまざまなとりくみを行わなければなりません。

暴走した安倍前政権は、多くの反対の声を無視し、特定秘密保護法・戦争法（安全保障関連法）・共謀罪法を成立させました。安倍前政権を引き継いだ菅政権も、コロナ禍での、緊急事態宣言下でのオリンピック・パラリンピック開催、改正国民投票法・重要施設周辺の土地利用規制法を成立させるなど、国民の声に耳を傾けることなく、国民の生活といのちをないがしろにする政策をすすめています。

「核と人類は共存できない」。原水禁運動は、ヒバク体験を原点に、ヒバクシャの救援、即ちヒバクシャの権利としての生命と生活をかちとる運動、さらにヒバクシャを再び出させない運動として発展してきました。常にひとり一人のいのちの尊厳を基本に据えて、運動を展開してきました。そのことは、言葉の真実を生み出し、決してゆらぐことのない運動を展開してきました。

今後も、ひとり一人のいのちをないがしろにする全ての政策に反対して、いのちの尊厳を守り、それを保証する核のない平和な世界の実現を基本に、闘いをすすめていきます。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・フクシマ、

ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ

【2021年７月14日現在】